

赤穂市総合計画審議会 第1部会 (第1回)

1 日 時 令和2年6月5日(金) 午後3時00分～午後7時00分

2 場 所 赤穂市役所6階大会議室

3 出席者

(1) 委 員 加藤 明、一瀬貴子、酒井増二、水野 亮、福本俊弘、鴈 こころ、
眞殿としみ、岩崎由美子、勝原建夫、小河尚子

(2) 事務局(担当課長等)

丸尾社会福祉課長、名田子育て支援課長、日笠保健センター所長、
近藤こども育成課長、橋本生涯学習課長、正木学校給食センター所長、
畑中公園街路課長、上荷障害福祉サービス事業所担当課長、
山本地域包括支援センター所長、溝田介護保険担当課長、松下医療介護課長、
前田税務課長、松村土木課長、中島市民病院経営企画担当課長、
尾崎消防本部総務課長、津村予防課長、笹井警防課長、三輪救急課長、
長田消防団担当課長、大鹿危機管理担当課長、澗口都市計画推進担当部長、
山本農林水産課長、藤本下水道課長、藤田まちづくり係長

(総合計画担当)

平野市長公室長、澁谷政策担当課長、谷政策担当係長、門口主査
(株式会社ぎょうせい) 山野充寛、井澤和貴

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 部会長あいさつ

(3) 委員の紹介

(4) 出席職員の紹介

(5) 協議

① 序論(案)について

② 基本構想(案)について

③ 基本計画(案)について

ア 第1章【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

(ア) 政策1「誰もが安心して暮らせる地域社会の構築」

(イ) 政策2「健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実」

(ウ) 政策3「安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備」

(6) その他

(7) 閉会

議 長 定刻になりましたので、ただ今から、第1回赤穂市総合計画審議会第1部会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日の会議についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長時間の会議とならないように努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆さまには、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。はじめに、委員の出席状況について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 委員数11名のうち、出席者は10名でございます。

議 長 ありがとうございます。

事務局の報告により、過半数に達しておりますので、審議会規則第5条第2項の規程により、会議が成立することを宣言いたします。ありがとうございます。

開会にあたりまして、私の方から一言ごあいさつ申し上げます。

(部会長あいさつ)

議 長 続きまして、「3 委員紹介」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の名簿の順にご紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、ご起立の上、一言自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

議 長 ありがとうございます。次に、事務局の自己紹介をお願いします。

(事務局職員の自己紹介)

事務局 また、本日は、次第5「協議事項」に関連する担当課長も出席いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため担当課長の紹介は、後ほど「協議事項」基本計画(案)の審議の際にさせていただきます。

協議事項に入ります前に、特に、基本計画(案)の審議の進め方をご説明いたします。こちらも、コロナ対策の一環でもあります。

本日配布の資料「基本計画(案)審議の進め方」をお願いします。

このうちの「1 審議の方法」により進めたいと思います。

最初に1施策ごとに担当課長が入れ替わり入室します。担当課長が自己紹介をした後、事務局である私どもから事前意見に関する回答を行います。その後、回答に対する再質問や新たなご意見に対して、委員の皆さまにご審議いただき、審議の結果をまとめていただきたいと思います。施策ごとに、同様の手順で進めていきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして「2 計画案に対する審議意見の取扱い」につきましては、この後、各施策に

ついてご審議いただき、まとめていただいた審議の結果を、より実現可能と考えられるものについて計画案に反映していきます。反映されなかった意見については、各担当課において、今後の市政運営の参考とするよう求めるといった形とさせていただきます。

続きまして「3 パブリックコメント案および答申案の作成」につきましては、審議結果を集約したものを、正副会長と部会長が事務局を交えながらパブリックコメント案および答申案を作成します。

流れとしてしまして、パブリックコメント案ができましたら、全体会にてお示しし、委員の皆さまのご承諾をいただいてから、事務局がパブリックコメントにかけます。

その後、8月中旬に全体会を開催し、パブリックコメントの結果報告と答申案について協議をしていただく予定であります。

パブリックコメント案及び答申案については、各委員に配布させていただきます。

進め方についての説明は、以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、5の協議事項に入ります。(1)序論(案)の第1章「計画の概要」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明申し上げます。2030赤穂市総合計画につきましては、赤穂市未来創造委員会からの提言をはじめ、各種アンケート調査、まちづくりワークショップの開催、市議会からの意見など、広く市民の皆さまの意見を頂戴しながら、策定を進めてまいりました。このたび計画案がまとまりましたので、この総合計画審議会におきまして、委員の皆さまにご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3ページの序論について、こちらから説明申し上げます。

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成しており、一番のベースは基本構想でございますが、その基本構想の前段としまして、序論を設けております。この第1章では、計画の概要といたしまして、本計画の策定、趣旨やその位置づけ、計画の構成、期間等につきまして。また、第2章では、計画の背景といたしまして、本計画の検討、策定に当たっての前提としての社会潮流や、本市の特性、市民の皆さまのまちづくりへの意向について整理してございます。こちらの序論につきまして、委員の皆さまから事前にいただきましたご意見ございますけれども、こちらへの回答をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目でございますけれども、「計画の設定期間と市長の任期4年との整合性について、令和22年に8年計画でできないか」でございますけれども、これに対しまして、総合計画は、基本構想、基本計画において、市民の意向を反映した市全体のまちづくりの基本的方向性を示しております。このため、市長のまちづくり方針、公約などを反映させるということであれば、実施計画や予算などを通じて具体的に盛り込むことで反映できるものと考えております。また、計画期間は10年間としておりますが、基本計画については、5年後に見直すこととしております。

続きまして、「3ページのピラミッドについて、全ての基盤が基本構想なので、下から基本構想、基本計画、実施計画という方が分かりやすいのではないか」でございます。これに対

しましては、総合計画が最上位計画として位置付けられることを踏まえ、総合計画の中で一番の基盤となる基本構想を頂点にし、そこから基本構想において設定した将来像を実現するために、基本計画で、その手段、施策を明らかにし、実施計画で、さらに具体的な事業内容や実施時期を示していくといった基本構想を基に広がっていくことを表すためにピラミッドの形を講じてございます。

続きまして、「今一番にやるべきことは」でございます。これにつきましては、人口減少を抑制することだと考えております。そのために、子育て支援をはじめとした人口減少の抑制につながる各施策を取り組んでいかなければならないと考えております。

続きまして、「4ページの計画の期間にある実施計画の3年間の計画だが、計画そのものに初期、中期をといた形で、具体的に、どの程度の期間で実施できる計画があるのか」でございます。これにつきましては、実施計画に記載される内容は、基本計画で定めた施策を実施するため、具体的な事業手法や財源等を明らかにするものであり、毎年度、内容を見直しております。

4の計画の期間の図示にあります実施計画部分について、3段に分かれて表記しておりますが、3つの実施計画があるのではなく、1つの実施計画を毎年度見直しをして作成しております。

計画の概要の部分については、以上でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明・事前意見の回答について何かご意見等ございますか。

委 員 今一番にやるべきこととはいうので、「人口減少を抑制することだと考えています」と言い切ってるわけですね。市として一番にやるべきことだと、とらえているといたらおかしいけれど、もっとほかにもいろいろあるんじゃないかなと思うんやね。人口抑制というのは、もういつも言ってるように、ある程度しかたないと。誰が考えたって、減っていくということ。だから、そこにこだわるのではなくて、いかに住みよいかというまちづくりをもっと考えて、安心安全、いつも言われてるように、そういうことをやればやるほど人っていうのは寄ってくると思う。だから、子育て支援を打ち出してしまったら、子どもが一番大事、まあ大事なんやけどね。やっぱり子どもも大事やし、年寄りも大事やし、働いている人も大事やということになると思うのですけど。

委 員 私も、そう思いました。一番にやるべきことって、人口減少を抑制することだと考える。そのためには何ををするのですか。人口減少を抑えるためには、まず私たちが思うのは、親として、また、孫の世代になったときに、安心して暮らせるというのは、まずは市民病院の立て直しといいますかね。本当に市民のための病院にするためにも、中央からドクターが、赤穂市民病院で働いてみたいなっていうような魅力のある病院にするためには、どうしたらいいかということ、一番にやるべきことは人口減少の抑制、これは余りにも大きっぱ過ぎる。そのためにどうしたらいいかということをもっと細かく案を出していくべきじゃないかと思っております。私は、特に市民病院の方と思っております。

委員 市民病院についても、人口の減少にしても、赤穂そのものが魅力的であれば、良い医者でここで働きたいとか、ここに引っ越し、移住したいとかいう人たちが増えるので、まず赤穂をどれぐらい魅力的にするかといったら、漠然となるかもしれないんですが、今の流れから見ると、例えば、大切ですけど、歴史とか昔がどうのこうのじゃなくて、これから移住する人たちの本当にある意味では教養とか知識がものすごく高い人が来ます。そして、ネットワークで、いわゆる自宅から働けるようなこともできる人たちが多く来ます。日本中見ると、農業にしても、有機農業とかに興味のある人たちを私たちは呼びたいと。まあみんなじゃないですけど、そういう人たちが興味を持ってもらえるような、赤穂に来たいっていう何かその赤穂の魅力とは何かっていうのを、1番に打ち出して、その後、今おっしゃった医療、そして、人口減少とかさまざまなものがその後に来ますけど、まずは、赤穂の魅力を何かっていうのを最初に打ち出して、みんなで考えるっていうことにしてほしいなと思いました。

議長 事務局としては、そういうことを全部ひっくるめて、人口減少の抑制のところには焦点化をしていきたいというふうなことの表現だと思うのですが、そのためには、住みやすいとか、暮らしやすいとか、働きやすいとか、子育てしやすいとか、そういういろんな具体的なことがきちんとあってというふうなことを求めるということですかね。皆さん。

事務局 いろいろご意見ありがとうございます。ここに書かせていただいていますことは、少し言葉足らずではございますけれども、さまざまな施策に取り組むことで、人口減少社会においても、皆さんが幸せな暮らしをできればと考えております。詳細につきましては、基本構想の後の基本計画、こちらの方で現状と課題、それを踏まえて施策の展開、そして、どんな取組をしていくかというような形にさせていただいておりますので、その点ご了承いただきたいと思います。

それと、実施計画でございますけれども、3年ごとに実際に計画は立ててございます。こちらにつきましては、予算要求に当たっての基になる資料として活用もしております。

以上です。

議長 皆さんの思いも伝わりましたので、これがその序論のところに加筆修正した方がいいか。後ろの基本計画にあるから、ここのところはこれでいいかとかいうふうなことについては、検討をさせていただくという形でよろしいでしょうか。思いは十分伝わりましたね。それをどういう形で、基本計画にも、入ってはおりますけれども、そこでの整合性を少し考えて、必要なら少し修正もしていくというふうなことでよろしいでしょうか。

議長 こちにつきましては、第2部会でも、審議することになっておりますので、両部会でまとめた審議結果というのを、今の皆さんのご意見も置きながら、部会長間で整理して取りまとめさせていただくという形でよろしいでしょうか。

続きまして、序論の第2章「計画の背景」について、事務局から説明をお願いします。

序論の第2章「計画の背景」についてでございます。

まず1つ目、「この資料作成時の新型コロナの影響はどうだったのか。コロナ後、人々の価値観や生活スタイルさえもどくなるか予想もつかないが、その辺りはどうか。」でございます。こちらにつきましては、コロナウイルスの影響が深刻化してきた時期におきまして、既にある程度計画の骨格、概要等が検討済みとなっております、コロナそのものへの言及はしておりませんが、5ページの社会の潮流におきまして、新たな感染症への対応など、安全安心対策の拡充が求められますと記載させていただいており、今後も、新たなウイルスの対応が必要であるとの想定を行っております。

続きまして、6ページ、⑥の上段にあります社会的孤立などと共同体機能の低下など、この問題は双方向の因果関係にあると思われるので、一方での記述を、こうした生きづらさやリスクに変えまして、文末もそれに合わせて修正させていただきたいと考えております。読み上げますと、「こうした生きづらさやリスクは、地域における近所付き合いの低下や自治会など、共同体機能の低下、世帯規模の縮小など、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化してきたことで、より深刻さを増しています。」というふうに修正する方向で進めてまいります。

続きまして、5ページ「②下段のフレイル予防、リカレント教育といった一般市民が理解できない言葉は使うべきではない。」でございます。こちらにつきましては、計画書中の用語については、その認知度等を勘案しながら、その用語解説を計画書巻末につけることで、本文中の文章ができるだけ長くないようにしておりますので、このまま掲載したいと考えております。

続きまして、5ページから6ページにかけての「①から⑦、それまでは互いに関わる項目であることに触れてほしい。例えば、項目①、③、④、⑦は切り離しては考えられないものであり、相互に深く関連のあるものである。」でございます。こちらにつきましては、社会の潮流を捉える上で、俯瞰的なとても重要なご意見であると思われまます。ご意見のような視点もあることを踏まえ、1、社会の潮流といったタイトルの下に、「さまざまな潮流が相互に関係し、影響し合いながら、社会や時代が変化している」旨の文章を加筆する方向で進めてまいります。

次に、5ページの「②の下から2行目に労働者とありますが、こういう表現について何等かのブランクがあった人は対象外になるのではないかと。年齢性別に関係なく、誰でもが良い。それと、6ページの⑤の製造業の生産拠点の海外移転の記述について、コロナ以前から国内回帰するメーカーの動きがあるが、どうか。同じく⑤の労働環境の改善整備の記述について、コロナ後の状況が非常に流用的で予測困難であり、将来を見据えた展望は、国も策定できていないため、当件に係る審議は最後にしてはどうか。」でございます。

まず、②につきましては、ご意見を踏まえまして、労働者について、これを「誰もが」に修正する方向で進めてまいります。

続きまして⑤につきましては、社会潮流をどのレベルで捉えるかの問題かと考えます。必要以上にコロナを意識して始めるということは、そうした社会潮流がコロナの影響という1つのトレンドに集約されていきますので、このまま掲載したいと考えております。

次に、「市民病院をもっと頼れる病院に。新しいドクターが働いてみたいと思えるような

病院にならないものか。」でございます。医師にとっても魅力ある病院を目指し、医師の働き方改革に取り組み、ライフステージに応じた働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。このご意見の回答につきましては、この後の基本計画案のところでも審議として取り上げております。

続きまして、7ページの「(2)の交通の欄から恵まれた利便性の高い地域であることが改めて分かった。人口減少速度が増し、さらに高齢化比率が上がり、生産年齢人口の減少は、危機的で早急な対策が必要である。」でございます。こちらにつきましては、ご意見のとおり、人口減少、少子高齢化対策が必要なことです。本市だけに限らず、全市町村の課題でもあります。本市におきましても、基本計画の作成の中で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、7ページの「(3)歴史沿革については、赤穂市の行政界を明確に示し、この赤穂市行政界内の歴史は、赤穂市の沿革に関わっていることを再認識した上での行政が反映される必要がある。」でございます。こちらにつきましては、ご意見の世代各地区の歴史を踏まえて、赤穂市の沿革が成り立っていることはしっかりと捉えておくことが必要であると考えております。(3)の歴史沿革の記載内容について、全体のバランスを見ながら検討してまいります。

続きまして、7ページの「(1)1、地勢に気候を追加し、自然環境に恵まれ、災害が少なく、温暖な地域ですとしてはどうか。」でございます。こちらにつきましては、ご意見のように修正する方向で進めておりますけれども、このうち、災害が少ないといったことに対し、昨日の第2部会でご意見ありまして、ちょっと古いですが、昭和49年、51年に災害がありましたので、災害が少ないとは言えないのではないかとの意見がございました。

続きまして、「恵まれた自然を生かすアピールを。」でございます。こちらにつきましては、19ページの将来像の中において、自然と歴史に育まれ、そして、ご意見のような恵まれた自然の活用を含め、自然への着目を明らかにしております。また、より具体的な自然環境との調和や活用等について、基本計画や策定後の運用面において、十分に配慮を留意していきたいと考えております。

続きまして、「9ページの市民の意向結果により、①公共交通の利便性の充実、②就労環境の充実、③医療体制の充実の重要性が高いが、特に12ページの未来創造委員会の提言にもあるとおり、①公共交通と②就労環境について、将来的にどのような施策を講じていくのかが十分ではない。」でございます。こちらにつきましては、交通弱者や通勤通学者の移動手段の確保という点で、本市に置きましては、路線バスが中心的な役割を担っているため、アンケート結果を考慮し、路線バスのルート変更など、利便性向上に向け、バス事業者に対して協力を図ってまいります。JRに対しましては、引き続き、直通列車の増便等について関係機関と連携して要望してまいります。また、市内の景気回復、経済活性化に努め、市内事業者の雇用促進につながる環境を醸成してまいります。また、同時にハローワークや市内事業等とも連携し、就業機会の拡大に努めます。こちらのご意見と回答につきましては、基本計画案に係る審議でも取り上げてまいります。

続きまして、10ページの上の方にあります「ランキングの利用サービスの充実は急務である。」でございます。こちらにつきましては、基本計画の施策「⑦市民が安心できる地域医

療体制をつくる」、この中で取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、9ページの「満足度と重要度の相関関係表で、特に驚いたのが、重要度が低い。しかも、満足度も低い異文化理解の推進であり、今後の発展を考える上では、異文化理解の推進ではなく、グローバル化の推進を考えるべき。12ページの未来創造委員会の提言の④の(2)にリカレント教育の充実とあるが、関西福祉大学による市民対象のリカレント講義に期待したい。」でございます。こちらにつきましては、グローバル化の推進については、世界的な視点で物事を考えつつ、地域に密接した活動をするということは、SDGsの推進にもつながりますので、SDGsを推進していきたいと考えております。また、リカレント教育の受け皿としても、大学院を開設している関西福祉大学の協力の下、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、10ページの「重要でない項目ベスト5は、本当に市民等の意向なのか。力を入れるべき事業に、高齢者や障害のある人が生き生きと暮らせるための事業があるが、満足度と重要度ベスト5だけを重点的に実践すれば、人が生き生きと暮らせるのか。重要でない項目ベスト5は、いずれも赤穂市としてのアイデンティティを形成している重要な事業である。重要度ランキングは、インフラ整備におけるハード面の重要項目ベスト5、ソフト面の重要度ベスト5にしてはどうか。」でございます。こちらにつきましては、10ページの満足度、重要度ランキングについては、9ページの市民アンケートの調査結果に掲載しております満足度と重要度の相関関係図から上位5項目を掲載しております。重要度ランキングはインフラ整備におけるハード面、ソフト面の重要度ベスト5にしてはいかがかということですが、こちらの表の項目については、ハード面もソフト面も含まれており、アンケート調査において、ご提案のような質問をしておりませんので、現在掲載している計画案のとおり、変更なしで考えております。ただ、アンケートの結果において、重要度が低いと回答されたのは、他の項目と比較してでありまして、今後の取組の必要性が低い項目とは考えておりません。基本計画の施策の中で取り組んでいかなければならないと考えております。

続きまして、13ページの「市議会からの意見の中に、女性のまちづくり等への積極的な参画が不可欠とあるが、9ページの市民アンケートの相関図でも、満足度も重要度も低くなっている。若い世代や女性がもっと市政に関わり、活躍できるようになってほしい。」でございます。こちらにつきましては、ご意見のとおり、若い世代や女性が市政に関わり活躍できるよう、基本計画の施策の中で取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員 これからは、いつどこでどんな災害が起こるか分からないですからね。災害をいかに防ぐか、災害を軽くさすかっていうのが重要であって、災害が多いから少ないからってというのは、なかなか予想できない時代になっているもので、確かに僕も、この言葉は、赤穂市で災害が少ないというのは、要らないと思います。

委員 ひとつ自然環境に恵まれてありますけど、自然環境っていうのは、あるだけではないんですね。これからは、どのようにそれを積極的に守っていくかっていう姿勢が問われるわけで、ただ自然環境に恵まれていう文言は、これからの時代にはちょっと古いと思います。あって当然ではないんです。ですから、どうやってその環境とか自然を保護していくかで、第2部会でも、審議されているんですけど。第2部会で、どういうふうに環境問題を議論しておられるのか、すごく興味があります。

もうひとつは、先ほど紹介された1番最後の分で、女性の若い世代、女性を市政に取り込むってあるんですけども、前回の審議会の一般公募があったときに、平日の昼間に時間のあの人って条件で書いてあったんですね。平日の昼間に時間があるって、誰を指してるんだろうと思って。例えば、平日のどの曜日でも、まあ何曜日は無理ですとか言えますけれども、平日の時間っていったら、今子育てで、しかも職を持っている人たち。これからの未来を描く計画なのだから、若い、ちょうど今必死で働いている若い年代ですね。そういう人たちにも、ここに来てほしいのに、彼らは興味があっても、応募できないんじゃないかと思って。そういう意味では、非常にこれは偏った意見がここに寄せられてしまうと思うんです。そういう意味でだと、この会議は土日の夜とか、土日にしていけただけじゃないかなと、私は思います。もし、市がそこまで真剣であれば、土日、夜でなければ土日ですね。そういう若い子育て中とか、本当に一生懸命働いてる人たちが、自分たちの子どもたちを今後どうしようかって本当に考えたいという、そういう人たちの意見を取り入れないと、何か未来に向けての委員会の内容が非常に偏るんじゃないかと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。本日の審議会につきましても、今後の審議会につきましても、平日ということにさせていただいております。基本的には、より生の意見はワークショップ等で頂きたいということがありましたので、ワークショップでは、夜に開催という形でさせていただいております。いろんなご意見がございます。それぞれ意見を伺いまして、今後のいろんな会議の運営に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員 12ページですね。市民ワークショップからというので、「全ワークショップ成果のまとめ」①、②とあるので、それは別冊の資料7「高校生・市民ワークショップ（概要）」の2ページの最後にまとめられたところの文章だと思うのですが、例えば、その第4回の結果とかですね。第5回のKJ法でやられたいろいろなご意見が出たと思うんですが、その辺のところはお知らせいただけないんでしょうかね。参考に。KJ法だと、かなりいろいろな意見が出たように思うんですけどね。

事務局 こちらの資料は概要という形ですが、全容はホームページの方で、すでに公表しています。昨年実施した市民アンケート等の各種アンケート調査を、報告書としてホームページで全部そのまま公表しています。こちらの結果を全部載せようとしたら、資料が膨大になり過ぎますので、概要という形で、まとめさせていただきました。

委員　　さまざまな意見が出たと思うので、かなり参考になると思う。本当に切実な思いがあるのかなど。分かりました。ホームページを見ます。

事務局　　失礼します。先ほど委員がおっしゃられた自然環境に恵まれという文言ですけれども、こちらにつきましては、再度検討させていただきます。

委員　　10ページのところで、赤穂市が力を入れるべき事業のところですが、もう少し加えたらよいのではないかなと思いましたが、若年層の雇用の定着も、目標の1つとしまして、市内の景気回復、経済活性化っていうものに加えて、若年層の雇用の確保。また、企業の将来的な誘致というふうなことなども含めればよいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局　　アンケート結果で、力を入れる事業として出ております。こちらにつきましては、基本計画の中で、各所管もアンケート結果を参考にしておりまして、現状と課題、これを踏まえて施策を挙げております。基本計画の中で、考えて検討していくものであると考えています。

委員　　簡単に企業誘致って言われますけど、どこの市町村も、企業誘致っていうのは望んでおられるところですね。その中で、赤穂市が優位にたつには何があるかっていうことを考える必要があると思います。企業誘致っていうのは、本当に喉から手が出るほど、どこの自治体も欲しいと思っています。特に交通の便のいいところはですね。ですから、簡単に企業誘致って言われても、中身がどうかなっていう疑問があります。私は。

委員　　今おっしゃったこと、私も感じていて、企業誘致ということになったら、赤穂市はどういう暮らしを大切にしている、こういう町なんだっていうことを、前に出さないと、とんでもない企業が。どういう企業が来るのかっていうことを事前によく知っておかないと、もう喉から手が出る。もう何しても、お金さえもらえればいいっていう企業は、本当いっぱいあると思います。ですから、赤穂はこういう町だ、こういうことを、これから大切にしていきたい。そのためには、こういうことについて非常に厳しい審査をするんだとか、何か市が意思をはっきりと出さないと、本当に怖いような企業が来ると思います。だから、私は慎重であるべきだと思います。今おっしゃったことについて、私も同じようなそういう懸念を持っておりますので、言わせていただきました。

議長　　いかがですか。なかなか難しいとこですよ。来てもらうのはありがたいけど、招かれざる客が来てしまった。どうしようかということですね。

委員　　企業誘致と合わせて、起業家を育成するという提案をします。やはり他力本願ではなくて、自分でつくる、自分が事業主になって、何かやっていくという、そういう起業家をやっぱり。そんな大層な規模じゃなくていいので、本当にクラウドファンディングで、ほとんど資本金なくても集まって、志さえあれば、その意義があれば、お金出してくれる人っていうのは集

まるはずなんですよね。だから、そういった方向の他力本願でないやり方というのを、何か行政が後押ししてくれるような仕組みがあればいいなと思うんですけど。商工会議所だったですかね。

委員　　そうですね。商工会議所とかやられていますよね。起業家育成の講座とか。何かそういったもの、できるだけ自力で年齢に関係なく、若い人でも年齢、年いった方でも、それぞれのやり方で起業されたらいいなと思うんです。

議長　　先ほど、もうひとつの部会の方でどういう意見が出てるか知りたいというふうなこともあって、最初に申しましたように、両部会でまとめた審議結果というのを、今の皆さんのご意見も置きながら、部会長間で整理して取りまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

　　続きまして、基本構想案について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、基本構想についてご説明申し上げます。

　　第1章では、2030赤穂市ビジョンとしまして、2030年度に向けて、赤穂市が目指す将来像について掲げております。将来像を描く前提といたしまして、これからのまちづくりに向けて3つの視点、人口減少抑制、地域共生社会構築、地域活性化を明らかにした上で、「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望があふれる 活力あるまち」を将来像としております。また、2030年の目標人口4万2,000人を設定するとともに、今後の土地利用の基本的な方向性について記載しております。

　　第2章では、将来像実現に向けた4つの柱について記載しております。「安心」、「快適」、「元気」、「人」の4本柱でございます。

　　第3章は、総合計画を推進していくためにとしまして、現総合計画では、市民の役割を基本計画の施策ごとに表記していましたが、2030赤穂市総合計画では、市民の役割を全体的に大きく捉えるため、この章の中で、人、地域、団体が一体となった協働のまちづくりが重要であると表記する形で市民の役割を表現するとともに、総合計画におけるSDGs達成に向けた取組を推進、総合計画の進行、管理の在り方について記載しております。

　　それでは、ご意見への回答をさせていただきます。

　　まず、19ページの一番下、「活力あるまちについて、活力あるまちづくりの1つの方策として、雇用先の確保、充実も大切なことだが、ここに盛り込まないのか。」でございます。こちらにつきましては、ご意見のとおり認識しておりますが、ここでは産業の振興によるにぎわいのあるまちという表現の中にご意見の視点を置いてございます。また、具体的な施策につきましては、基本計画の中で扱ってまいります。

　　続きまして、20ページの「2030年の目標人口4万2,000人は、社人研、兵庫県の推計よりも多い。このページの下の文中に人口減少傾向の緩和へと導きとあるが、本計画の根幹をなすものであり、堅めに見るべきでは。」でございます。こちらにつきましては、人口減少は全国の地方都市が抱える大きな問題であり、その抑制緩和は極めて難しい課題であると認識しております。その上で、社人研では2030年に4万1,081人、県では3万

8, 852人と推計されています。この人口について、これからの10年間、新たな計画により人口減少を緩和できる施策を考え、取り組んでいく必要があるため、目標人口を推計されている人口よりも多い4万2,000人と設定しているものでございます。

続きまして、同じく20ページの「兵庫県推計の人口が予想よりもかなり少なく出されており、目標人口に近づけるよう危機感を持って取り組まなければならない。県の推計は、他市町も低く出されているのか。」でございます。こちらにつきましては、人口減少問題は、県内でも赤穂市だけの問題ではなく、多くの自治体について厳しい推計結果となっております。こうした厳しい見通しを踏まえつつ、長期的視点の中で、そうした事態を避けるべく、人口減少抑制に取り組んでいく必要があると考えております。他市町の状況でございますが、県下では、明石市以外は人口減少と推計されています。近隣でいいますと、相生市は、2015年国税調査のときは3万129人。これが2030年に約2万5,000人。上郡町では2015年、1万5,224人から2030年には約1万1,000人になると推計されております。

続きまして、19ページの「将来像の説明の1つ目に、自然と歴史に育まれてとあるが、既に、この地域の自然は破壊されてきていることを認識し、失った原因として、私たち人間がいかに関わってきたかを学ぶことから、笑顔と希望があふれるまちづくりを目指せる。」

21ページの「土地利用の方向性の3つ目、農地、森林に環境保全のため、生物多様性の保全を掲げているが、もっとどのような生き物が兵庫県環境レッドデータに記載されているのか確認する必要がある。こういう自然環境の現状をしっかりと把握しておく必要がある。」でございます。こちらにつきましては、環境問題についてご意見のようなレベルでの状況把握等については、より具体の事業・計画ケースにおける必要性と求められる把握精度を踏まえつつ、ご指摘の視点も留意して取り組んでいく必要があるものと考えております。

続きまして、18ページの「地域活性化の視点ですが、地域活性化は市外県外からの企業誘致次第だが、コロナ騒動により、規模縮小、倒産する企業が増えつつある。設備投資をする余裕がある企業は皆無かもしれない。したがって、並行して起業家の育成及び支援が欠かせない。」21ページの「3、土地利用の方向性の3つ目を農林、水産、森林としてはどうか。赤穂市は水産加工業も盛んである。」でございます。こちらにつきましては、地域活性化の視点の雇用機会の創出及び起業家の育成及び支援については、現在、コロナの影響で経済活動も低下しておりますが、本市に、にぎわいをもたらすまちづくりができるよう、基本計画の施策の中で取り組んでいきたいと考えております。それと、ご意見の水産業につきましては、土地利用上の大きな変換、規模変化が想定されないことから記載しておりませんが、全体的にもう一度見直しをかけて検討していきたいと考えております。

続きまして、「空家対策は？財源は？近所迷惑な空き家も多い。」でございます。こちらにつきましては、空家対策については、基本施策15、この中で取り組んでまいりたいと考えております。

基本構想のうち、第1章につきましては以上でございます。

議長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員 目標人口4万2,000人というのは、いくら考えても多いと思うんですね。4,800人ほど、9.4%ぐらい不足しているんですよ。総合計画というのは、この人口が根幹をなすと思うんですね。産業に波及、税収にも波及、いろんな面に波及するので、もう少し、人口設定は固めにですね。兵庫県推計が3万8,852人ですかね。既に、これ3,000人余り不足してますよね。だから、前回10年前の反省が、どの程度このプランに読み込まれているのかっていうのを聞きたいんですよ。全てはここから出発していると思うんですよ。歴史的には人口の増加と産業とか生活は豊かにもなり、衰退も繰り返していくと思うんですよ。だから、少し多いんじゃないかと思うんですけど、いかがですかね。

事務局 おっしゃるとおり、兵庫県の推計と比較しますと、かなり違うところであります。ただ、社人研の推計は4万1,000というところがございます。赤穂市においては、人口が現状より減る目標を立てるのは、これまでで初めてでございます。人口抑制を限りなく少なくしていきたい、そういったことで、いろんな施策に取り組んでいきたい、大きな目標を持ちたいというところもございまして、4万2,000人にさせていただいております。

委員 別冊の資料4「赤穂市の現状」を見ると、転入と転出の差がありますよね。近隣市町とかの。全て転出の方が多いですよ。以前に議論が出て、定住施策とか人口増加がどうのって話ありましたが、そのあたりの施策を強化しないと、4万2,000は達成不可能。赤穂から流出しているんですよ。差し引き。数字的に見ると。だから、そこら辺のところをきちっとして、4万2,000人なのかっていうのをお聞きしたいんですけどね。

事務局 もちろん転入と転出について、赤穂市は、転出の方が多くなっております。また、生まれる方、亡くなれる方、こちらにつきましても、生まれる方の方が現状では少ない状況になっております。

この生まれる方が少なくというところで、先ほど申し上げた子育てについて、いろんな施策で力を入れていかなければならない。転出につきましても、定住施策で、いろんな取組をしまして、これを極力転入、転出の差をなくしていきたいというところをシミュレーションしまして、その結果、4万2,000人というところを検討した結果でございます。

委員 分かるんです。目標分かるんですが、もう少し実現、本当にできるのが目標でしょう。絵に描いた餅では駄目だと思うんですけどね。

委員 よろしいですか。その意見、僕自身は、逆のことを考えています。人口はそんなに、今までは、もしかしたら、働き手がどんどん増えていったから必要だったんですけどね。これからの時代、生産年齢人口というのは、ほとんど増えないわけですね。要は、15歳から64歳までの働き手がどうなのかということだが、今の時代、15歳から働いている人は少ないとして、18歳から、例えば、これ64歳になっているけど、まあ70歳とかね。これから働いてくれるわけですけども、ただ単に人口がある程度維持できたからといって、赤穂市が住みよくなるかどうかというの、僕は分からないと思うんです。ですから、その中身は

どうなのかという、要は、一番いいのは働く人がたくさんいて、たくさん収入上げて、税金をたくさん納めてくれる人がたくさんいたらいいんですけど、どんどん高齢化が進んでいる。ただ単に人口が多いとか少ないとか、そういうことを議論する時代は終わったのかなと思うんです。だから、社人研なり、兵庫県が数字をね、データを出しているんですけど、中身はどういうふうに変わっていくのかということろまでは、なかなか難しいと思うし、本当に赤穂市にとって高齢の人がたくさん住んでくれるのがありがたいのか、子どもがたくさんいるのがありがたいのか、働く人がありがたいのか、たくさんいろんな分野が出てくると思うけど、ただ単に、人口が多いとか少ないとかで物事を判断していくのは、これからの時代、難しいのかと。市としても、お金がどんどん必要な市になったら大変だと。その中で、そんなにこだわる必要はないというのが僕の意見です。

委員 資料4の6ページ、7ページですね。実際、年齢10歳区分別の転入の資料があるでしょう。20歳から29歳の転出っていうのは多いですよ。学生が都会に就職するっていうのは、当然の結果だけども、何とか今おっしゃったような税金を納めてくれる、若者の定住をもっと大々的に打ち出せないかなと思うんです。どこかの市町で、何十万、何百万出しますからとかいう話も、新聞にはありました。

事務局 私から補足をさせていただきます。
資料の8ページをご覧くださいと思います。8ページの真ん中に年齢3区分別の人口比率ということで出ております。この中で、一番右、老年人口というのは、割合は高くなっております。一方で生産年齢人口や年少人口は減少していると、率として減少していると、分母自体が下がっている中で、この率が下がっているということが問題だという、先ほどのご意見にも通じるところがあるんですけど、要は、生産年齢人口であるとか、子どもの人口を確保していかないと、今後苦しくなるんだという中で、目標人口を、どうするのかということです。今のままいけば、4万1,000人とか3万8,000人とかいってしまいますので、新たなこういった計画を基に、いろんな施策を打つことによって、何としてでも、こういった年代を確保していきたい、そういう意味での子育て支援をやっていきたい、そういうことで今回の総合計画を作ったという認識でおりますので、その辺をご理解いただければと思っています。

委員 わかりました。ご期待申し上げます。

議長 背伸びをした数値ということで。目標に向けて頑張っていたきたいと思います。
他にありませんでしょうか。よろしいか。
こちらについても、別の部会でも議論をしていますので、調整して部会長間で上手にすり合わせをして、まとめたいと思います。
続きまして、基本構想案の第2章「将来像実現に向けた4つの柱」について、事務局説明をお願いします。

事務局

基本構想案の第2章「将来像実現に向けた4つの柱」について、でございます。

こちらの2つ目に、「現在は？」というご意見ございまして、現総合計画では、柱は5つありまして、安心、快適、にぎわい、学び、連携となっております。

続きまして、22ページ1の安心の3つ目、「安全な暮らしを実現する強靱な土地基盤の整備に感染症対策も入れてはどうか。コロナ騒動で全国的に都市が機能不全に陥り、安全だった日常生活に大幅な支障をきたしたため。」でございます。こちらにつきましましては、ご意見の感染症対策については、施策「⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する」の中の施策の展開において感染症予防の推進として取り組んでいきますので、「健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実」の文章中にある健康づくりと安心できる医療の体制環境の整備の中に含まれてございます。

続いて、22ページ「快適の中に、自然環境と調和した都市基盤。自然環境の保全と住環境の充実とあるが、非常に人間本位の考え方で、ここには自然と共生を目標とするような考えが示されていない。ヨーロッパではユニバーサルの理念に基づき、緑の復興という動きがあり、また、新型コロナによる世界規模での回復でも求められているのは、経済的復興と脱炭素社会への移行とのこと。日本でも、地方の小さくても自然環境のすばらしさを誇りとする赤穂市こそ、このような概念をいち早く取り入れるべきでは。」でございます。こちらにつきましましては、とても重要なご指摘、ご意見であり、自然と共生、緑の復興を進めるためには、まず何よりも自然への関心を高めることが重要であり、そのための視点として、自然破壊による危機、または、恵まれた自然の豊かさという大きくは2つのアプローチのある中で、2の快適では、後者に立脚したものであると考えております。それでも、なお危機という側面があるという意識は重要ですので、今後のさまざまな局面において、そうした意識づけへの留意もしていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

議長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員

赤穂市の自然、以前はあったんだけど、近年、それが破壊されてなくなってしまったというような、どういうものがありますか。ちょっと教えていただけたらと思います。

事務局

宅地開発などにおきまして、山が一部削られたというところもございます。例えば、千種ハイランドではそうですけども、今すぐ思いつくのはそういったところでございます。

委員

そのほか、例えば、うちなんかだったら田舎なんですけど、すぐそばに山があるんですけども、イトトンボとかがいっぱいいたのが今いません。カタツムリもいません。

委員

私ごとになるんですけどね。若者が、子どもが2人とも東京に出ているんですよ。なぜ帰ってこないのか、帰ってきてと言ったら、帰っても仕事がない。これ、皆さんも、よくいるんところからお聞きする言葉だと思えますけども、今はテレワークとかで通勤圏内、通

勤時間が2時間以内ぐらいのところだったら、週に1回ぐらいの会社でというようなことがあって、それぐらいだったら、自然の豊かな赤穂で、お父さん、お母さんのいるところで子どもを育てたいなっていう気はあるんです。あるんですけど、今言ったように仕事の具合などで、どんどん人口が減っていくというのは、私的には逆で、増えていくんじゃないかなと思っているんですよ。というのが、今言ったように、地方にいてもテレワークの仕事ができるっていうのがあって、そういう若者が帰って来たときに、すごく魅力のある赤穂市だったら、帰ってくるでしょうけど、名古屋辺りにしようとか、神戸辺りまでは帰ってきたけど、赤穂まで帰らないってことになる、若い子たちは少しかわいそうかなって思うんですよ。赤穂に帰ってきて、職業ね、どういうところで自分が仕事の生活の基盤をつくっていくかっていうところが見えないんですよ。ですから、東京で、いつまでも高いマンションを借りて、夫婦で働いて、片方の給料は、住宅のマンション代に払っているというような、そこで子育てを一生懸命しているんですけど、できれば帰ってきたい、帰ってこれる魅力があれば、本当にうちだけじゃなくて、若い、これから生産性のある若い子たちが帰ってきて、幼稚園や小学校がにぎわうんじゃないかななんて、夢みたいなことを思っているときがあるんですけども。

委員 先ほどからいろいろお聞きして、企業誘致であったり、赤穂市も、この4月から新しく大津とかそういったところの地域の開発というか、企業誘致だったりとか、農業で頑張っておられる方、移住されて、そういった果実とか、そういったものを作られる若い方とかも来られたりとか、私は子育て支援っていうものを主に活動してるんですけども、本当にここにおられる子育て中のお母さんたちは、確かに東京とか神戸とかに比べると、自然もあって、買い物なんかも、そんなに田舎っていうほどでもない、買い物にも姫路とか赤穂にもイオンがあったり、そんなに不自由もなく、かつ自然も豊かで、本当にいいところですけども、やっぱりそのPRっていう部分が、下手かなっていう部分があって、本当すごくいいものがたくさんあるにもかかわらず、なかなか移住だったりとか、そこら辺のPRっていうのをもう少し良くして行って、移住される方とかに。明石は、子育て支援がすごく充実していて、高齢者の空家とかがすごく多い中で、そこを新たに開発して、家を建てて、子どもたちが、子育て世代が移住してくるっていうのがメインになっているんですね。小学校とかも入りきれなくて、運動場にプレハブ建てたりとかで、本当にすごく子育て支援に力を入れて、教育にも力を入れてって、そこをやっぱり行政としても全面的に力を入れていただきたいなっていうのが意見です。

事務局 企業誘致、もしくは、産業誘致っていう言葉もございますが、どういうふうな方向性でやっていくかというところを検討していきます。

議長 よろしいですか。それでは、こちらも別の部会とすり合わせていきたいと思えます。

続きまして、基本構想案の第3章「総合計画を推進していくために」について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、基本構想案の第3章「総合計画を推進していくために」について、でございます。24ページ、第3章の1つ目のところ、「これからの社会は、変化の流れが大きくなり、スピードも増していくSNSの普及、コロナの感染拡大がさらにオンライン化に拍車をかけ、顔を合わせなくても、物事を進めていくことができるが、そこにはモラルやルール、思いやりがなければ、幸せな世の中にはならない。ぜひ協働のまちづくりを推し進めてほしい。」でございます。こちらにつきましては、ご意見のとおり、市民の皆さん、まちづくり活動団体、事業者、行政が協働してまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

 続きまして、24ページ第3章の2つ目、「SDGsの目標とどのようにリンクさせ、どの項目を重点的に行うのか。」でございます。こちらにつきましては、基本計画における各施策の取組を進めていくことがSDGsを進めていくことにつながると考えています。SDGsの17の目標と自治体行政の役割として、国際的な地方自治体の連合組織が示しており、そちらを参考に、本市の実情に合わせて落とし込んでございます。どの項目を重点的に行うかにつきましては、将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの3つの視点に関する施策が重点的項目になると考えておりますが、もう少し具体的に重点的に行う項目について検討してまいりたいと考えております。また、第2部会の方でご指摘ございましたけれども、この24ページのSDGsを掲載している部分、こちらに、そのさらに後ろの95ページに落とし込んだ表がある旨の記載をしてはどうかというようなところをご指摘いただきましたので、それも検討いたします。

 以上でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

議 長 いかがでしょうか。
 無いようですので、次ですけれども、基本計画案「第1章【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり」に入る前に10分休憩を取りたいと思います。

 (休憩)

議 長 審議を再開します。
 これから、基本計画案「第1章【安心】誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり」について、1施策ごとに審議していきます。
 それでは、施策「①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める」について、審議いたします。

 (担当課長入室 自己紹介)

議 長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

施策「①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める」について、でございます。

1つ目、30ページ「以下、全てについて予算額が示されていない。事業の重要性は予算に表されるのが常道である。また、主な取組項目が多く、もう少し整理できないか。さらに目標指標が、どの項目とリンクするのか分かりにくい。」でございます。こちらにつきましては、ご意見の予算額の明示については、実施計画において行うことを想定しており、基本計画の中で表すことは考えてございません。主な取組項目が多く、もう少し整理できないかにつきましては、施策ごとに多い少ないの差が出てしまいますが、基本的には、大きな枠組みで5つ前後になるよう掲載しておりますので、ご理解いただきたいと考えております。目標指標がどの項目とリンクするのかについては、複数の項目に関係する指標もあれば、指標がない項目もありますので、このような記載となっております。基本的には、項目の並びの順に指標も並ばせていただいております。

次に、「施策ごとの目標指標について、達成の可能性が高いと煮詰められた課題であれば良いが、例えば、31ページの指標、集いの場開設数を10年で2.5倍という設定だが、集いの場をそんなに増やせるのか。目標を達成すべきものとするか、達成したらいいなどするかによっても違うと思うが、一般に高過ぎる目標は、むしろ達成意欲をそぎ、早く形骸化するのでは。」でございます。こちらにつきましては、地域におけるサロンやいきいき百歳体操の場は、地域内の集会所や公民館などで地区のリーダーを中心に自主的に活動が行われております。子どもの居場所やひきこもりの居場所は、現在のところ任意の団体により運営されており、また、認知症患者は、個人宅や医療機関、介護施設などで開設されています。集いの場は、地域住民が主体となり、誰でも気軽に参加できる活動の場であるため、身近に、より多くの集いの場が開設されていくことが必要であると考えます。目標を設定するに当たっては、達成すべき目標として掲げ、それを達成できるよう取組を行ってまいります。

続きまして、「ユニバーサルという言葉が使われているが、それは全ての人だけを指すのではなく、全ての人と命を含め、その前のものと考えてもいいのかもしれない。」でございます。こちらにつきましては、ここでユニバーサル社会とは、誰もが暮らしやすい社会、誰もが参加できる社会という意味で用いています。委員ご指摘のとおり、ユニバーサル社会の実現には、人の要素だけでなく、暮らしやすい環境や参加しやすい体制の整備など、ハード面、ソフト面、両方の広い視野で取組が重要であると考えております。

続きまして、「施策の展開の3であります。全ての人に配慮した道路、施設整備の推進について、最初から全ての人を対象とするのは無理があり、障害のある人、妊産婦などに優先順位をつけ、緊急性の高いところから取り組み、徐々にスパイラルアップする方が現実的である。」でございます。こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、現実的には、緊急性の高いところから整備を実施することとなりますが、本計画の期間が10年間であることから、全ての人に配慮した施設整備の推進に向けて取り組みます。県が制定しました福祉のまちづくり条例前文におきましても、「高齢者や障害者を含む全ての県民が生き生きと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない」とうたわれていることも念頭に置きながら、取組を進めたいと考えております。

続きまして、31ページの施策の展開の4になります。「生活困窮者の自立の促進の主な取組の4つ目、地域の社会資源の把握と担い手の育成の部分の取組内容が分かりにくい。ま

た、施策の展開と目標指標とのリンクが分かりにくい。」でございます。こちらにつきましては、生活困窮者の自立の促進にあたりましては、発見から関係の構築、課題の把握、そして、複合的な支援という流れが、連続的かつ継続して行われることが重要であると考えております。これらを実行していくための主要な取組のひとつとして、地域の社会資源の把握と担い手の育成を上げておりまして、支援に活用される各種制度、施設、サービス、団体個人等のあらゆるものを社会資源として表し、関わりのある人々を担い手と位置づけ、協議会や講座、行事等を通じて相互理解と知識、技術の醸成を図っていきたいと考えています。目標指標については、全ての施策の展開の項目に対して設けられているものではなく、生活困窮者の自立の促進を目標化することも不向きと考え、目標指標の設定は行っておりません。表現については、ご意見を踏まえ修正する方向で進めてまいります。

続きまして、「施設の展開において、項目や主要な取組があり、指標において、ボランティアの登録数が毎年5名ずつで少ないことや、また、集いの場開設数をサロンといきいき百歳体操の場に分けておりますが、目標においては、場の増加ではなく、今あるサロンなどの中身を充実させることが重要。そのためにも、ボランティアの数を増やすことや、民生委員の仕事の内容を見直し、ボランティアと連携した体制をつくることが重要ではないか。」でございます。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、サロンやいきいき百歳体操の場の中身の充実も重要ですが、同時に歩いていけるような身近なところに集いの場があることも大切だと考えておりますので、場を増やすことにも取り組みます。少子高齢化や単身世帯の増加などにより、さまざまな福祉課題が顕在化している現在、ボランティアや民生委員の活動の重要性は増えております。ボランティアの数を増やすことや、民生委員の子育て応援や児童見守りの活動、高齢者や障害者等の福祉サービスの利用支援といった活動の中で、ボランティアやその他、関係機関との連携を一層深める取組を行いたいと考えます。

以上でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員 集いの場開設について、いくら場を増やしても、ボランティアの数が、なかなか増えない。やっている人というのは、同じ人がやっているんです。サロンの世話をしたり、いきいきサロンの世話をしたり。サロンの中で、いきいき百歳もやりたいという人もいるし、何が不足してネックになってできないというようなこともあるんでしょうね。ただ単に場をどんどん増やしていてもね。実のところ、保健センターの方や地域包括センターの方がいろいろとやってくれているが、地域の人がやってくれないとだめだと思う。その中で、続けていく内容は、ただ単に体操だけで終わってしまうとかいうことが多くて、世話がなかなかできない。もっとこの中身とかボランティアの数をね。それで5名から10名になっているけど、10名ではとても少ないなど。福祉ボランティアいうの、いろんな形ですけどね。ただ単に、福祉のことだけじゃなくて、高齢者の生きがいの形の中でやっていくには、どんどん中身を増やしていく。ただ単に、場を増やすことは、どうかなというのは思うんですけどね。

事務局 ご意見ありがとうございます。場を増やすというものと、内容を充実させる。こちら両方進めていく必要はあろうかと思えます。その中で、ニーズ等が多様化している中で、中身の充実というのは、それぞれが実施してるところで、当然、行政も協力しながら、充実を図る、検討はしていく必要もあろうかと思えます。また、ここで計画に上げておりますのは、多様化するニーズに応えるためにも、選択肢の幅を広げるという形で、今委員のご意見の中にも、似たような事業をやっているとか、似たようなボランティアがやって大変だというようなご意見もありました。それぞれいろんな形でやってる事業が続けれているというのは、それぞれにもニーズはあるというふうな認識の中で、選択肢の幅を広げるという形で数を増やしていきたい。そして、それぞれの事業の内容も充実させていきたい。両方で進めていけたらと考えております。

委 員 それはなかなか理想論で難しいけども、結構です。

委 員 このサロン、子育てにしても、高齢者にしてもそうですけど、サロンの数を増やすっていうのは、ものすごくいいことですが、そういったサロンにも、子育てもそうですけど、出てこられない方、どうしてもこぼれる、目の届かないというか、見守りができないっていう方たちも結構おられると思うので、先ほど言われたように、来られる方は、多分皆さん、本当にあちこち行かれてる方とかもいるので、そういう部分も少し大事にしていきたいなって思います。

その上の目標指数とのリンクが分かりづらいついていうのは、これは数値化することが不向きとあるんですけども、この部分っていうのは、今後、生活困窮者という問題は本当にすごく大事な部分でもあって、相談件数とかですね。例えば、数が読みにくいっていうこともすごく分かるんですけども、保護世帯の数字の改善だったりとか、そういったことの数値ではなくても、何かの目標設定っていうのは、あった方がいいのかなと思います。

事務局 生活困窮者等の相談の数等を数値化するところ、検討は行ってきたんですが、ひとつ生活困窮者の支援でありますとか、相談というものが、相談件数が増えたから効果があったであるとか、対応した件数が減ったから良くなったっていうことで一概にはくれないというような判断で、数値は設けませんでした。主要な取組の中の最初のところに、窓口の周知とアウトリーチによる相談支援というところにしております。このアウトリーチ、今よく言われている言葉かと思うのですが、受け身の形ではなく、積極的に前に出ていく形での相談の支援、こちらの方を積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

委 員 アウトリーチを積極的に進めていただきたいと思えます。

委 員 私は傾聴のボランティアをやっていますが、最近、特に傾聴してほしいという在宅の方、特に男性からの依頼が多いんです。2025年問題の当事者なので、自分がどういう老後を経験するか、それなりに考えているはずなんですけど、ひきこもりになる人が多いんです

ね。特に男性は。それで、男性を、ある程度年齢のいった男性をどうやって引っ張り出すか。これを何か考えていただけたらなと思うんです。男性1人が引きこもって傾聴に来てほしいと言われても、男性1人のところに、先方が希望されるのは女性なんですね。女性1人を行かせるわけにはいかないのです、2人1組といたら、今度は数にも限りがありますから難しいですし、女性に比べたら、男性がそういう面で社交性っていうのがなさ過ぎて、ボランティアのいろんな集いとかに集まるのは、いつも本当に同じ顔ぶればっかりなんですね。いろんな意味で自立してほしいと。そのためには、地域デビューっていういいですか、人前に出て行って、自分が何か役に立てることを自分で探すというような、何かそういう方向に持っていけたらなと思うんですけど。とにかくひきこもりで、何かしてもらおう、それしか考えてない人が結構多いなと実感しています。

議 長 社会とのつながりをどう持たせるかですよね。なかなか難しいところですね。
 いわゆるひきこもっているご老人の数みたいなものは、把握はできていませんよね。

事務局 ひきこもりの方の数という形で、一昨年度になるんですけども、民生委員協議会にご協力いただきまして、アンケート調査を行いました。また、あと私ども社会福祉課の方で相談等を受け付けてるところで、九十数件のひきこもりの方を把握はしております。今手元に資料はないんですが、年齢としては、ご高齢の方という形では分類はしておりませんが、ひきこもりの方、九十数名おられるということで把握して、いろんな機関ですとか、それこそアウトリーチの相談という形で関わりを持つよう努めているところです。

 また、先ほどの大人の方の居場所といいますか、出ていくところという中で、今まで子どもでありますとか、子どもの居場所というようなキーワードっていうのはいろいろ出てきておりました。最近、ひきこもりというキーワードも出てきている中で、大人でひきこもりの方の居場所、就労の機会だとか、行事ごとに参加という形じゃなく、どこか居場所という大人の方にも必要だということで、今後、その施策を進める中で、大人のひきこもりの方の居場所というのは検討してまいりたいと考えております。

委 員 ぜひお願いしたいと思います。

委 員 あと、地域性もあって、例えば、有年辺りだったら、畑や田んぼがあるんですね。すると、ひきこもりはほとんどいないんですね。自分1人で勝手な時間に行って、自分で作業して帰ってくると。ですから、誰とも協力しなくてもいいし、誰にも遠慮なしでやっているわけですね。ですから、こんなことがあるから、出てこないかと言っても、私はいかないんだと。することがあるからってわけですね。畑があって、適当にやっている。その比率が高いので、ある程度地域差によっても、この問題というのはね、考えていかないといけない問題だけど、場所によっては大分違うのかなと思ってね。

委 員 先ほどのところ、いきいきサロンですけども、これなんかは、もともとひきこもり、または、家出たがらない人、こういう人を引き出すために、サロン始めてるんですよね。結構い

ろんな地区で頑張っておられるいきいきサロンのメンバー、たくさんあるはずなんです。これも不思議なことに、参加するメンバーが限られてますのでね。これを何かの方法で、もうひとつ参加者を考えていったらどうかなと思います。

事務局 先ほどお話のありました社会福祉協議会でしておりますいきいきサロン、こちらの方なんですけども、社会福祉協議会が実施主体で行っていただいておりますが、データとしまして、令和元年4月の数字になるんですが、赤穂市内41か所の登録がございます。こちら登録するにあたりまして、事前に社会福祉協議会で年に数回、2回程度だったかと思うんですが、その養成講座を行いまして、リーダーの研修養成を行いまして、地区でのサロン活動を推進しております。先ほどご意見もありましたように、非常に有意義な事業ではありながら、参加する方も限られていたり、なかなか広まりが見れないというところの、今なかなか発展途上といたしますか、悩ましいところではあるんですが、こちら、私どものこの総合計画の中にも、このサロンというのは、いきいきサロンのことも入っております、総合的に社会福祉協議会とも連携しながらサロンの活性化でありますとか、数を増やすという活動を進めていきたいと思っております。

議長 よろしいですか。

続きまして、施策「②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える」について、お願いいたします。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える」について、でございます。

まず1つ目、33ページの施策の展開に関して「幼稚園の預かり保育やアフタースクールの預かり時間は、赤穂市における就業時間に照らし合わせて十分な時間か。例えば、午後6時30分とか7時までとする必要があるのでは。」でございます。こちらにつきましては、施策の展開1子育て支援環境の充実において、多様化するニーズに対応した子育て支援サービスの充実、保育ニーズに対応した提供体制の充実に取り組むとしております。幼稚園預かり保育の実施時間等について、多様化する保育ニーズの把握に努めてまいります。

続きまして、「施策の展開の1子育て支援の充実と4家庭と地域における子育て支援におけるニーズの文言が気になる。また、同じく4家庭と地域における子育て支援の1つ目、各種情報発信等を通じた子育て支援、意識の啓発の意味が分かりづらい。」でございます。4の各種情報発信等を通じた子育て支援意識の啓発につきましては、家庭と地域における子育て支援の取組の1つとして、さまざまな情報発信を通じ、市民の子育て意識や支援意識を高めていきたいと考えているものです。施策の展開の1子育て支援の充実、4家庭と地域における子育て支援の主要な取組にあるニーズという言葉も含め、より分かりやすい表現になるよう修正する方向で進めてまいります。

続きまして、現状と課題の3つ目、「すべての人が安心して子どもを産みについて。自分、あるいは、パートナーに不妊の原因があるために、産みたくても産めない人、事情があつて

産めない人、産みたくない人がいます。女性でいいのでは。」でございます。こちらにつきましては、ご指摘いただいたとおり、すべての人という表現は適切ではありませんので、修正する方向で進めたいと考えております。

続きまして、「子ども子育ての課題が5年ごとに市民のニーズを見直すものではスピード感がない。子育て世代にもっと寄り添った施策をつくり出すことが重要。また、国や他市の施策をまねることなく、赤穂市の独自性ある施策が必要。本市の待機児童数は実態としてはほぼゼロであり、今後もゼロ維持が可能と思われる。地域における子どもの居場所について、アフタースクール、児童館、子ども食堂といった場所が提供されているが、公民館にて集約し、内容を充実すべきでは。」でございます。こちらにつきましては、市の子育て支援施策につきましては、子ども子育て支援法に基づき、5年に1度、子ども子育て支援事業計画を策定し、さまざまな施策を計画的に推進しております。子育て世帯へのアンケート調査は、計画の策定に合わせて実施しているところですが、子どもの保護者や公募市民、子育て支援団体の関係者が構成員となります。子ども子育て会議を毎年開催し、この場を市民の皆さまからのさまざまなご意見を伺う機会としておりますので、ご理解をお願いいたします。地域における子どもの居場所につきましては、収容人数や既存施設の活用等の問題もあり、公民館で全てを実施するのは困難ですが、地域における住民サービスの拠点として、公民館を多目的に活用する視点は、今後も必要であると考えております。なお、赤穂市の待機児童数は平成30年度は8人、令和元年度は1人でしたが、令和2年4月1日現在で46人となり、大幅に増加しています。目標指数の待機児童ゼロを達成するために取り組んでまいります。

以上でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員 赤穂市は、46人と増えているんですけども、大きな理由っていうのは何ですか。なぜ今まではゼロだったか、8人が急に46人なったんですよね。

事務局 最近の新聞にも掲載されておりましたが、主な理由としましては、特に0歳から2歳の低年齢児の子ども申し込みが増えたことが大きな理由だと考えております。特に保育の基準上、0歳の子どもさんを預かるためには、保育士が1人で3人を見る。また、1、2歳であれば、1人の保育士が見られる人数が6人までということで、非常に多くの保育士を必要とする状況でございます。女性の就労意欲が高まってきたことや幼児教育・保育の無償化も影響し、特に低年齢児の申し込みが増えたと考えております。

委員 例えば、低年齢児で保育所が要るなら、保育士を増やしたらいいわけやね。なかなか増えないということらしいけども、それでも他市は協力し合って、いろいろやっている。赤穂市も、辞めていった人、もう一遍一生懸命勉強会して、働く人を増やそうとしていたけど。あと延長保育ね。延長すると、確かにお金はかかるけれど、お金がかかるとしてしないのか、今みたいに保育士が少なくてしないのか。実際子どもが増えていくんだったら、ありがたい

ことですよね。赤穂市にとってはすばらしいことですよね。待機児童を、いかにして早くゼロにするかですよ。まずはね。そうすると、少々お金がかかっても、早急にやるべきだと思うんですよね。だから、5年に1度、子ども子育て支援事業計画を策定していると言うけど、これもスピード感全くないと思うな。待機児童が46人になったっていうことなら、どういうふうに解決するのかいうことをね。具体的に、今年中に、これを目標として半減するとか。だから、0歳児から3歳児が増えているなら増えているなりに、何ができて何ができないのか、もっと市民にアピールして、もっと人を増やすなりお金を増やすなりしてね。誰も子どもにお金をかけるのに反対する人はいないと思うんですけどね。原因を追求したら、そんなに一挙にある程度解決できるものがあるのかなと思ってね。従来の考えでは難しいなと思うんですけどね。

事務局

先ほど委員からご指摘いただいたんですが、子どもの数自体は、少子化が今後当分進んでいくものと考えております。一方、保育ニーズというのは、非常にここ数年増えております。特に平成30年度から急激に増えております。ひとつの例としましては、先ほど特に低年齢児に0歳、1歳、2歳の方の要望、希望が多いと申し上げましたけども、理由としましては、育児休業制度が浸透してきたことが上げられるのではないかと考えております。今まででしたら、例えば、女性のライフサイクルの中で、結婚しました。また、出産をしましたというタイミングで、一旦仕事を退職されて、また、ある程度の例えば、小学校に上がるぐらいの年齢になったときに再就職するという大きな流れがあったかと思うんですが、近年、特に見ていると、仕事を続けながら、育休制度を使いながら仕事を辞めることなく、仕事に復帰されている方が非常に多いものと考えております。そういったところも含めまして、非常に低年齢児、育休明けで利用希望が増えている状況がひとつの理由かなと考えております。そういった中で、先ほど委員からご指摘いただいたように、いわゆる保育士を多く採用させていただいたら、ひとつの解決策にはなるんですが、やはりどうしても将来的な計画、全体的な計画の中で進めていく必要があります。その解消方法としまして、赤穂市子ども子育て支援事業計画というのを5年ごとで計画しております。その中で、解決策としましては、まずは保育人材の確保を進めていくこと。それと多様な事業者の能力を活用しながら、いわゆる教育保育施設ですとか、地域型保育事業の新たな参入を目指していこうと考えております。

以上です。

委員

例えば、市役所に女性職員の方もいますよね。ある程度、産休を取った後に育休を取っていますよね。民間企業は、はっきり言って産休だけで、育休はなかなか取れない。産休取ったり、育休取ったりする割合は、市役所の方が民間企業よりは多いと思う。そこで、企業の産休・育休を取得できる体制を何で応援するかというと、お金だと思いますね。赤穂市では、補助金を出すと。そういうようなこともね。無理かもしれないが、いろいろ施策を考えていかないと、ただ単に計画があつてこういうふうになっているだと、5年たったら、ころっと変わってしまうし、毎年意見を聞いていると言いながら、この5年の計画というのは非常に大事だと思う。その辺のところだと思うんですけどね。子どもを育てるにはお金がかかるので、この辺を頑張ってもらいたいと思います。

事務局 育児休業制度なんですけども、近年は、民間の事業者の方も結構利用されてる。当然、民間の方、事業者の方も、できるだけ人材確保をするためには、引き続き女性の方に働いていただきたいという方向性を出されていますので、皆さん結構利用されているのかなと認識しております。また、今ご指摘いただいたように、育児休業の期間が長ければ、1歳で復帰するのではなく、3歳ぐらいで復帰するというようなことで、ある程度、子どもの年齢が高くなれば、保育所の方も入っていただきやすくなるという状況もあるんですが、そういった子育て支援全般、育児休業制度の支援、また、男性の育児休業取得とか、いろんな全体的な支援につきましても、その子ども子育て支援事業計画の中で企業への啓発も含めて取り組んでいくこととしております。

議長 ここで保育士さんをたくさん雇うと、その後のことがどうなるかなというふうな懸念もありますが、その後、うまくいくようだったら、また、子どもを産もうというふうなことにもつながっていきますよね。赤穂市は、産んだら0歳児からちゃんと見てくれるとなれば、また、第2子、第3子産んでもいけそうとか、あるいは、ここで暮らしやすいよねとかいうふうな話になりますから、保育士さんはそういう形でいくと、数は維持していった方がいいとかね。そういう推測、なかなか難しいところですが、また、皆さんの知恵を出してお願いしたいと思います。

委員 質問ですが、小学校1年生から小学校3年生の低学年の子どもさんの安全確保というのは、母親の心配事でもあると思います。そういったその預かり時間の在り方というのは、また、女性の正規雇用就労に対する意識の妨げになっているかもしれません。アフタースクールなどの在り方などに対して、市民の方からのニーズや声に、どのようなものがあるでしょうか。教えていただければと思います。

事務局 アフタースクールの関係ですけれども、現在、赤穂市では、年齢というか学年的には1年生から6年生まで、一応全てのお子さんを預かっていただく体制を取っておるところであります。また今回、コロナがあった関係で、各他市町村とかでしたら、なかなか預かってもらえないというようなこともあったんですけど、赤穂市の場合は、何とか職員の尽力がありまして、感染の関係から自粛をお願いしたいところではありますけれども、ニーズに応じて今回でも預かることはできたというところがございます。また、安全の関係につきましても、職員、子どもをたくさん預かっておりますので、そういった研修を受けた者を中心といたしまして、安全、事故のないように、また何かありましたら、すぐに対応するという体制をとっております。

委員 わかりました。ありがとうございます。アフタースクールの充実というのは、母親の防犯意識の安定にもつながりますし、理想の子ども的人数や就労意識などにも及ぼす影響が大きいですので、充実を図っていただければと思います。

議長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、施策「③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する」について、よろしく申し上げます。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する」について、でございます。

「施策②の子育て支援の施策③の障害者福祉とのところ、多様化するニーズとあるが、多様な家庭環境、多様な身体的状況、多様な人種、多様な文化などのさまざまな多様性を受け入れることがもたらす寛容性こそが、お互いが支え合い、尊重し合える共生社会を実現すると考える。そして、このことが施策⑤の適切かつ健全な社会保障制度の運営につながると考える。」でございます。こちらにつきましては、多様化するニーズについては、それぞれの求める支援やサービスが多種多様になってきており、それらに対応できる各種サービスの充実を図る取組を推進していく必要があると考えます。このような取組は、行政だけでなく、市民、団体、事業者等と連携しながら進めていくことが重要で、全ての人がさまざまな多様性を受け入れ、お互いが支え合い、尊重し合える共生社会の実現に向けて取り組むことが重要であると考えます。本計画では、高齢者、障害のある人、子どもなどの項目に分かれています。いずれも社会保障制度であり、施策「⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する」にも密接に関連する項目であると認識しております。

以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

議長 ご意見・ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、次の施策「④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる」について、よろしく申し上げます。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる」について、でございます。

「施策の展開の項目に、生きがいづくりと社会参加の推進に高齢者の就労機会の構築を追加できないか。目標指数の設定はシルバー人材センター以外で。」でございます。こちらにつきましては、施策「⑰地域産業を振興し就労環境を充実する」において、就業機会の拡大、確保に取り組むこととしております。

続きまして、施策の展開の項目3の主要な取組の一番下にありますが、「成年後見人制度の利用促進について、成年後見人制度の見直しが必要では。利用したくても、できない人が大勢おり、なぜ利用者が少ないのかの原因を究明し、改善しないと利用促進ができない。」で

ございます。こちらにつきましては、成年後見人制度は、法務省が所管しており、しっかりとした法律の裏づけがある反面、家庭裁判所での手続が必要となるなど、利用開始へのハードルが高いという面も否めません。西播磨各市町で共同設置しております西播磨成年後見人支援センターで成年後見人制度の普及啓発活動を行っていますが、市としても制度を必要とする高齢者等への利用につながる取組を継続して実施します。

続きまして、「施策の展開の項目1の介護予防につきまして、百歳体操などの団体をこれ以上増やすのではなく、保健師を増員し、各場所へ巡回し、内容を体操だけでなく充実させるべき。また、リーダーにおいては、1人のリーダーに負担をかけるのではなく、誰もがリーダーになる環境づくりを考えるべき。施策の展開の項目2の生きがいがづくりと社会参加の推進の主な取組の1つ目に、老人クラブ活動への支援とあるが、老人クラブ会員の減少や、担い手の高齢化に対する具体策について軽視し過ぎていると思われる。高齢者大学にも同様な問題点があるため、両者一体に考えるべき。」でございます。こちらにつきましては、介護予防のための通いの場としては、自宅から歩いていける集会所等を想定しています。そのため、まず市内各地に、その拠点を増やすことが大切だと考えています。昨年度よりリハビリ専門職を地域包括支援センターに1名配置し、いきいき百歳体操などの介護予防の取組を強化しているところです。また、年2回、百歳体操リーダー養成講座を行っておりますが、どなたでも受講していただくことができ、講座を受講された方が、誰もがリーダーとして活躍、活動していただけるような研修内容となっております。老人クラブ会員の減少や役員のなり手不足解消のため、会員加入促進運動や組織編成の見直しを行うなど、改革にも取り組んでいます。今後も、地域社会づくりの担い手としての活動が期待される老人クラブ活動への支援を継続して行ってまいります。

以上でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員 老人クラブとか高齢者大学、ワードとして出てこないのは何でかなと思ってね。

事務局 こちらの施策につきましては、老人福祉施策ということで、老人福祉法に基づくところで、老人クラブが位置づけられておりますので、老人クラブを表記させていただきまして、この活動の支援でありますとか、取組を進めていきたいという形でさせていただいております。同じような事業内容で高齢者大学がございますが、こちらの方は、教育委員会の生涯学習課の所管になるかと思っておりますので、こちらの施策では取り上げていないというような形でございます。

委員 わかりました。老人クラブですけれども、活動への支援を協力しているけれども、実際のところ、老人会もどんどん減って、これは日本全国どこでも、赤穂市でも減ってきて、現在、役されてる方は、本当に高齢者の方ばかりで、実際なかなか若い人がいない。活動の支援を継続すると書いてあるけれども、具体性がないのかなと思ってね。

事務局 ご意見ありがとうございます。老人クラブ活動につきましては、先ほど委員のお話の中にもございましたが、全国的にクラブ数、人員等も減っておりまして、平成7年ごろからずっと減少傾向にあるかと思えます。赤穂市におきましても、クラブ数自体がどんどん減っており、会員の数も、本当に年間100名単位ぐらいで減ってきている。高齢者の数は増えていながら、老人クラブの会員は減っているというような、アンバランスな形で、役員の皆さまも、なかなか高齢化が進んで、体力的にもしんどい方も出てきておられるのではないかと思います。その中で、どういった形の活動がこれからできるのか。確かに、行事をやってくれとか、これを継続してやりましょうだけでは、今後、継続は難しい状況にはなってきていると思いますので、その辺り、老人クラブの活動の中で、事務局として参画させていただく中で検討を進めていけたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

委員 公民館登録サークルへの参加呼びかけってあるんですね。これはどちらかということ、老人会と相反するものなんですね。81ページのところにあるんですけど、公民館登録サークル、これは若い人も幾らか入っているんですけど、それでも主体は年寄りなんですね。片方で老人会という組織でやろう、片方で公民館登録サークルでだと、相反するもので、こっち増やせば、こっちが減ってくるんやね。人は限られていますからね。だから、その辺のところをもう少し一体感を持って、本当に年寄りが何を求めているかっていうところはね。もっと行政の方も考えてほしいなと思っています。

事務局 公民館活動は社会教育法から派生している事業で、老人クラブは老人福祉法から派生している事業ということで、根拠となる法律は違いますが、これまでは両立といたしますか、共存できてきたと思うんですが、今般求められるニーズは非常に多様化し、ニーズに応えるのが難しくなってきています。財政的にも今までどおりのことができるのかというような面も出てこようかと思えます。その辺りも含めまして、統合でありますとか、共存という形というのは、今後、検討していくといたしますか、進めていく必要は出てこようかと思えますので、検討等の際には、ご意見等を頂ければと思います。

委員 いいですか。36ページの現状と課題、施策の方針について。いわゆる支援とか援助とか、高齢者が一番健やかに暮らせる環境となったら、結構元気なんですよ。75歳だろうが、80歳だろうが。もっと自立をさせる取組。あなたたち、自分たちでこれこれしなさいよと。支援する、バックアップする、金銭的であるとか、アドバイザーであるとか、そんな項目で、この施策の展開2に何か入らないですかね。あとは、自立。100歳時代なんていう言葉も、今言われているわけで、年金受給が75歳になろうとしているわけだから、もっと自立しなさいよと。市としては、こんなこと応援しますよと。1回やってみたらと。挑戦してみたらというようなもっていき方ができませんかね。自立させる施策っていうのはないですかね。今は80代でも元気でびんびんしてます。

委員 シルバー人材という形じゃなしにね。

委員 そう。自分でね。

事務局 ご意見ありがとうございます。先ほど委員がおっしゃいましたとおり、ご高齢の方っていうのが昔のイメージで、70歳過ぎたら、本当に労わらないといけないっていう形ではなくなってきたと思います。これまでの項目でもありました本当に多様な状況でありまして、年齢だけでは、くくれない状況かと思えます。ご質問にありました施策の展開の中で、就労につきましては、就労に関する施策のところ、とりあげさせていただきたいと思えます。そして、こちらの高齢者施策の部分では、本当に多様化しております高齢者の活動、生きがいつくりの部分につきましては、本当に大きな課題になろうかと思えます。ここで何をするという形ではなく、施策の展開2生きがいつくりと社会参加の推進の主要な取組の多様化する高齢者の生きがいつくりへの支援という形、こちらの中で、いろいろと考えていければというふうに考えております。

委員 施策「⑩地域産業を振興し就労環境を充実する」ですね。企業誘致であるとか、完全な就労人口対象に、また、就労できる人間を対象にした項目になってしまうと思うので、高齢者の分野で捉えたらいかかかなと思ったりするんですけどね。施策「⑩地域産業を振興し就労環境を充実する」、この大きなタイトルに入るわけでしょう。だから、これとは一線を画した方がいいのかなっていう気はするんですよ。

事務局 先ほどから出ております、施策「⑩地域産業を振興し就労環境を充実する」の項目というのが、66ページ、67ページになろうかと思えます。こちらの中の施策の展開3の雇用と就労環境の充実、こちらの方の真ん中に、シルバー人材センターの運営支援による高齢者の就業機会の確保という形で、就労できる状況にある、まだ元気なご高齢の方については、就労の場で活躍をしていただきたいという形で記載しております。

委員 これはむしろ、36ページの分野の範疇に入るんじゃないんですかね。一線を退いた人の就労環境なんでしょう。施策「⑩地域産業を振興し就労環境を充実する」は、現役バリバリ世代を指すんじゃないんですかね。そんな気がしますけど。

事務局 働けるご高齢の方につきましては、現役という形で頑張っていたいただきたいという思いもございます。何とぞご理解いただければと思います。

委員 わかりました。

委員 成年後見人制度の利用促進について、市としても制度を必要とする高齢者等への利用につながる取組を継続して実施しますとあるが、市民後見人制度っていうのを、市が何年前に育成を、確か社協と協働のような形でされたと思うんですけど、その市民後見人制度っていうのがどこにも出てこない。これは何か理由があるんでしょうか。

事務局 市民後見人制度については、個々にという形ではなく、後見人制度という形全体の中で周知にも努めていきたいと考えています。実施にもつなげていきたいという形で、成年後見人制度の利用促進という形で表現させていただいておる次第です。

委員 今年度も、募集される予定とかあるんですか。

事務局 市民後見の研修等につきましては、西播磨の成年後見センター、こちら4市3町で委託の事業で行っております。こちらで事業を実施するというふうには聞いてございます。

委員 はい。ありがとうございました。

委員 37ページの目標指標のところ、生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数が今は1ですね。令和7年度6箇所、令和12年度が11箇所なんですけど、これって何ですか。包括のことですか。

事務局 地域包括のところになるんですけども、地域の人たちが地域のことを考えて、必要なものを創り出していき、その意見を出し合う協議する場というのが協議体というふうになるんです。今、1つありますのは、地区では地域ではなくて、赤穂市全域というところで、市域として1つあるんです。それをゆくゆくは中学校区、小学校区というふうに、地域にそういう、より地域のことを考える団体というか、協議する場を設けていきたいという指標となっております。

委員 これね。もっと早くやって、まず頭を作っていった方がね。各中学校区、早く1年か2年ぐらいで、まず協議体を作ってみて、その中で独自にみんなでいろんな意見を出し合わせたりして、そこから後についていった方がいいと思う。1つずつ協議体を作るようにしないと10年ぐらいかかると思う。各地域に、いろんな団体があるでしょう。そこから、どんどんやるべきかな。その地域に応じた、いろんな生活支援出てくるわけだから、地域、地区で違うわけですから、早くやって、地区のニーズを捉えていった方がいいと思うんやけどね。何かこの調子でいくと、今言ったように10年くらいかかって、組織をそろえましたよと。人もある程度やりましたよと。そこから、やっていきましょうか、いろんなことでアイデア出し合うてやりましょうかと言うんだけど、地域の方は、もっと早くやってほしいと思ってるかもわからんよね。だから、早くやった方がいいと思うんですけどね。

事務局 ありがとうございます。やり方というところを、検討させていただいて、1つでも2つでも始まれば、うちもというところで、どんどん増えていったらなという狙いはあるんです。まずはどこか、早く1つ作っていくようにいたします。

議長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
続きまして、施策「⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する」について、よろしくお願

いします。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する」について、でございます。

施策⑤について、「説明が欲しい。」でございました。こちらにつきましては、社会保障制度とは、病気や老後などの1人では支えきれない生活上のリスクを社会全体で助け合い、支えようとする仕組みであります。社会保障制度は、医療保険や年金などの社会保険、高齢者や障害のある人などの支援を行う社会福祉、生活に困ってる人々を助ける公的扶助、人々の健康を維持するための予防や衛生環境を整える公衆衛生の4つの柱で成り立っており、これらの施策について、適切かつ健全に運営してまいります。

以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

議長 皆さん、いかがですか。よろしいか。

無いようですので、次の施策「⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する」について、よろしく申し上げます。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する」について、でございます。

1つ目、「ゲートキーパーとは何か。目標指標で、その数をおよそ3倍に増やす計画となっているが、具体的な対応策は。」でございます。こちらにつきましては、ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。目標数については、毎年30人ずつゲートキーパー養成研修を受けていただき、人数を増やしていくこととしております。

続きまして、「千種川沿いを走る県道国道に歩道と自転車道を設けてほしい。千種川の景観を楽しみながら走るサイクリストをよく見かけ、また、自然観察をしながらウォーキングをしたい市民は多数存在するが、都会には整備されている自転車道、遊歩道が、車に依存せざるを得ない地方社会には、造れないのか。」でございます。こちらにつきましては、県道90号線、国道250号線は県管理であり、河川堤防の役割も果たしているため、新たに自転車道の幅員を確保することは困難ではないかと思われまます。

以上でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員 コロナの後なんか自転車通勤が増えたとか紹介されてましたよね。そういう意味でも、本当すばらしい流れだと思いますけど、どうなのでしょう。お伺いします。

事務局 自転車道についてなんですけども、自転車道としては、基本計画の54ページ、55ページになるんですけども、おっしゃられてる内容につきましては、利用空間の整備促進という部分で、県にお願いしながらとかいうことも含んでいるということでご理解いただきたいと
思います。

委員 私がお聞きしているのは、県道だっというのは分かります。県の権利、管理ですけれども、市の健康な生活を求める赤穂の方針として、県に要請できないのかどうかということをお聞きしているんです。可能ですか。

事務局 健康のための自転車活用っていう観点から、その整備促進という中で、県に働きかけるとか、ほか県道だけでなく市道も含めて、そういった自転車の利用空間を考えていくということ
でございます。

委員 要請は可能なんですか。

事務局 可能でございます。

委員 市民がこういうことを欲してるんだということを、何か署名でもないと、何かでお願い
しますって言って、それを市が取り上げて、県に正式に要請する、そういうルートも可能なん
ですね。

事務局 可能でございます。

委員 大都市では当たり前となっているような、この遊歩道とかバイクロードっていうんですか、
全然なくて、本当危険なところを走っておられますので、ぜひそういう可能性にかけてみた
いと思います。ありがとうございました。

議長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、施策「⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる」について、よろしくお願
いします。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる」について、でございます。

まず1つ目、「市民病院の常勤医師不足の現状と原因についての分析は十分になされている
か。個人のライフコースに焦点を当てると、出産部門や婦人科の常勤医師不足もあると思

うが、対策はどうか。」でございます。こちらにつきましては、令和元年に整形外科、耳鼻咽喉科、眼科において常勤医師を確保したものの、呼吸器科、産婦人科、乳腺外科は、いまだ確保に至っておりません。原因は、全国的に不足している診療科の医師であることや、症例数が少ないことが上げられます。常勤医師確保対策としては、市長及び病院長による関連大学の医局への訪問のほか、県医師会や日本医師会等のホームページへの求人掲載、大学や民間業者が介在する研修医等への説明会への参加、さらには、兵庫県養成医師の派遣をいただくために、県へ働きかけを行っています。また、関連病院からの応援医師派遣の働きかけも行っております。

続きまして、「この地域において、赤穂市民病院の存在は大きい、しっかりとした総合医療施設の存在は、今後の市の発展には絶対に必要。また、個人経営の利用施設の数が多く、しかも地域的偏在性があり、住民に平等な医療体制があるとは決して言えない。」でございます。こちらにつきましては、市民病院は、医療における市民サービスの向上のため、また、地域の中核病院としての役割を担っていることから、医療体制の安定に努めています。医療施設については、地域的偏在性があると認識しておりますが、市としては、診療所を設けて対応をしております。

続きまして、「赤穂に人口が増えないひとつの要因がこれ、この課題は優先されてほしい。産科、里帰り出産ができるように。」でございます。こちらにつきましては、市民病院では、産科医師派遣のために大学部局を訪問し、要望を続けていますが、全国的に産科医師が不足していることや、複数の常勤医師が必要で、困難となることから、派遣が難しい状況です。今後におきましても、市長及び病院長を中心とした医師確保に努めてまいります。

最後に、「市民病院をもっと頼れる病院に、新しいドクターが働いてみたいと思えるような病院にならないものか。」でございます。こちらにつきましては、医師にとっても魅力ある病院を目指し、医師の働き方改革に取り組み、ライフステージに応じた働きやすい職場環境づくりを進めていきます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委 員 なぜ、赤穂市だけは産科の先生が来ないんでしょうね。よそも少なくなっていると思うけど、来てるとこは来てるわけですからね。赤穂市は、このとこ長い間来てないよね。中央病院なんか、もう先生おってやわね。なぜですか。

事務局 赤穂市だけではなくて、全国的な不足ということでありまして、また、赤穂市民病院の場合は、大学からの派遣というものに頼っておりまして、安定した医師の確保という点で、医局との連携を大事にするということでございます。

委 員 急に今からパイプを作るといっても、できないわけでしょう。長い時間かかっているんだから。単に産科の先生だけが少ないのは分かっているけど、要は、今までいろいろお願いし

て、いろんな大学に。例えば、神戸大学、神戸大学はある程度は派遣してるわけですよ。メリットがあるところに派遣してるわけでしょう。赤穂市にメリットがないから、派遣してないのか。市民のニーズいったら、いつもこれが一番に出てくるんですよ。

事務局 実際のところ、1度に複数の医師を派遣という形が難しく、なかなかその目途は立っているわけではありません。ただ要望を続けないと、これも解決しませんので、これからその若手医師が、もしかすると、産科医師、産科を選ぶとなると、また、増えてくる可能性というものもあります。ただひとつの要因としまして、出産の数が少ないと、なかなか医師の派遣も難しいという状況も当然あります。でも、その中でも、できるだけニーズに合うような形で要望を続けているということでご理解いただきたいというふうに思います。

委員 僕はできないと思う。ずっと前も、やってたんですよ。一生懸命やってたんですよ。その割に増えてない。市民はもっと怒らないとだめだと思う。これができたら、他のこともできると思うんです。いろんなことをね。何が1番重要なのか。まあ頼んでるし、他の医師が増えたし、整形外科が増えた、耳鼻咽喉が増えた、眼科が増えた、それはそうでしょう。こんなもん別にどうってことない。いや、大変かもわからないけど。でも、市民の要望としては、耳鼻科や、眼科は沢山あるんですよ。要は、産科が欲しいというのにもかかわらず、産科が答えが出てこないというのは、市民が安心できないのかなと思うんです。これこそみんながもっと言わないとだめかなと思うんですけどね。ひとつよろしくお願いします。

事務局 はい。引き続き、要望していきます。

議長 なかなか難しいですけどね。これもうまくいけば、赤穂の魅力の1つになりますね。中央病院と市民病院って、いろんな形で、うまくつながってますよね。

事務局 そうですね。いろんな診療科の中では、個々に連携を取ってやっております。また、できるだけ市外に行かないように、市内で医療が完結できるように努力もしております。そういった形で、今後も拡大していける形を取ればというふうに考えてはおります。

議長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
続きまして、施策「⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる」について、よろしく申し上げます。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる」について、でございます。
まず1つ目、「災害避難訓練の実施状況などはどうか。今後、拡充していく可能性はあるのか。」でございます。こちらにつきましては、毎年、総合防災訓練を中学校区ごとに実施しており、毎年の訓練を避難情報伝達など12の自治会が参加しています。また、2つの小学校

でPTAや地域の方も参加し、防災訓練を実施しているほか、各学校園でも避難訓練を実施しております。各自治会でも訓練を実施しており、令和元年度は7件の防災に関する訓練を実施しています。訓練の重要性については、機会あるごとに説明しており、今後も各所訓練を継続してまいります。

続きまして、施策展開の4つ目の主要な取組の2つ目ですが、「自主防災組織の育成強化及び地域防災リーダーの養成とあるが、中間改定でも地域の自主防災組織などと連携し、避難方法は避難訓練に取り組むとあるが、このままでは、死者が出ない限り、機能しない。地域の防災リーダーを早急に養成すべき。」でございます。こちらにつきましては、自主的に訓練を実施したり、訓練に参加していただいている自主防災組織もあり、市の総合防災訓練や自治会ごとの訓練も毎年実施しております。人口減少や高齢化により、防災リーダーの人材確保が難しいこともありますが、今後も、消防本部や防災士の会と連携し養成していきたいと考えております。

続きまして、「各自治会には緊急時の役割を示した組織表はあるが、いざというときには機能するとは思えない。防災訓練をしっかりとやっている自治会もあれば、全くしていないところもある。備蓄物資と管理も同様、現実に即した取組が切実に求められている。」でございます。こちらにつきましては、各自治会には、自営防災体を編成し、緊急時の連絡体制や災害発生時の対応について、自治会内で周知いただくとともに、定期的に訓練を実施していただくようお願いしており、今後も周知していきます。備蓄については、消防本部や備蓄倉庫、公民館等に非常食や飲料水、毛布など毎年購入し、災害に備えております。

最後ですが、「想定できない災害は不安。災害は忘れた頃に来る。ストレスの大いなる元であって急務。」でございます。こちらにつきましては、大規模災害等に備え、昨年度、地域防災計画を改定し、また、今年度受援計画、国土強靱化地域計画等を策定します。引き続き、市民の皆さまに適切な避難行動を行っていただけるよう、防災意識の向上を図ってまいります。

以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委員

自衛防災隊っていうのがあるんですけども。それで、実は私、避難誘導班っていうのに名前があるんですけど、あるとき大水が出て、連絡班という人が僕のどこへ連絡ありました。避難しなさいと。あなたは、避難誘導班でしょうと。ちゃんとしなさいと言われたんですね。2年ほど前に、名前書いてるからといわれ、それで終わりでした。いろいろしてる、訓練もしていると言うけども、そしたら、そこで訓練やってどういう点がうまくいったとか、どういう点がうまくいってなかったとかいうところが、僕らには全然フィードバックされてないのよね。うまいこといったとことか、うまくいってないところというのはあると思うんですね。なんら住民には公表してないですよ。あなたの住んでいる地域、訓練してないですと。調査したことありますか。無いと思うんです。また、備蓄についても、人口が変わっていったり、年齢層が変わってきたり、地区によって変わるわけですよ。非常食、飲料

水あるんやけど、地域住民の皆で寄って食べてみようということ、一遍もしたことないし、飲んだことも一遍もないし。やってるかもわかりませんよ。大きな組織の中でやっているんでしょう。毎年やっているんですからね。やってるなら、何かしらフィードバック、こういう点がうまくいった、こういう点を直さないといけないとかをね。情報を流してほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。確かにご意見はごもっともです。ただ自治会の訓練につきましても、災害時の自助共助、こういった観点からも、できる限り自治会の皆さまに自主的に行っていただくという形で行っております。そのため、正直、我々市が本当は全ての訓練に参加して、うまくいったか、いかなかったか、そういったものも検証するのが本来の形だとは思いますが、そこまでできていないのも事実です。ですが、やはりそこは自治会の皆さまも、積極的に参加していただくという、そういった気持ちを持っていただいて、訓練をしていただくと。そのことについては、事あるごとに、こちらもいろいろ広報をしたりとかしてはいるんですけども、これからは、そういった検証というのは非常に重要かと思っておりますので、そういった点も考えていきたいと思っております。

それと、備蓄につきましても、やはり硬い物とか、そういったものだけではなく、硬い物が食べられない方のために、おかゆとかそういったものを備蓄したり、あと、子どものためのミルクとか、お菓子の様なものとか、そういったものを考えて備蓄はしております。

以上でございます。

委員 人も少ない、お金も少ないかもしれないけど、やっぱりもっと入って行ってね。訓練も、消防士さんの訓練も大事やけども、こういったことの方が大事やし、自分らが身をもって、地域の人に危険や大変やいうことを知らせていかないと。僕が言ったことは、半分以上はそんなようなもので終わってしまってると思うんですよ。実際のところはね。広報でやってますと言うけども、それで終わりですよ。だから、もっと力を入れてやっていかないとだめだと思うんですよ。自治会に任せとったらだめですよ。やることいっぱいあるんですから。自治会は、災害が一番だとは思ってませんよ。ほんまのところ。そこまでは、水が出たところは分かる。僕の家なんか2回浸かりました。それですら、僕の近所の方は、そんなに危機感がない。そんなものですから、災害に遭ったことがない人はね、そんなに危機感持って、訓練やっていない。今やどこで大水が出るか分からない、いつ大雨が降るか分からないような時代でね。たくさん十何人死んで、やっと行政が動いてくれるじゃ、遅いなと思うんですよ。一生懸命やってると思いますよ。病院と一緒にね。お医者さん悪くない、消防士さん悪くないけども、全体として捉えてみれば、今聞いたら、自治会にはお願いしてるんですけど、なかなか、そうかもわかりませんね。これでは、命を守るのは消防、こういうんですか、防災にはならないのかと。あなたたちがリーダーとして頑張ってくれないとね。また、大きな痛い目に遭うのは、それじゃないかなと思ったりもするんですけどね。お願いします。

事務局 はい。わかりました。

議長 住民感情としてね。赤穂っていうのは、災害が少ないというふうな、みんな思ってるんですよね。地震とか、いろんなどころと比べてね。それが、またひとつネックになって、やっぱり危機感も共有しないといけないので、その辺の啓発の活動もひとつ合わせてやっていただいたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

事務局 はい。

委員 災害が日中起きる場合と、夜起きる場合があると思うんです。どちらの対策も正直言って中途半端で、いざというときには、本当に機能しないんだろうなという。自助努力っていうのも、もちろん大切なんですけど、日中は、ほとんど年寄りって言ったら変ですけど、高齢の方と、あと幼児ぐらいしかなくて、現役世代は自宅にいる人ってほとんどいないんじゃないかと思うんです。だから、日中に災害が起きたときに、どうするのかというのと、それから、夜間の災害の場合のマニュアルっていうのは、なかなか難しいと思うんですけど、何かその辺をもう少し具体的に対策考えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。組織表は、確かにどこの自治会も立派なもの作られてます。でも、実際に自分が何をやる、どういう役割を指示されてるのかすら理解されてないのがほとんどだと思います。現実には。

事務局 確かにそのとおりなんですけれども、ニュースでも最近言われてるかと思いますが、やはり災害が大きくなればなるほど、公助という行政の方で行う助けというのが、どうしても手が届かなくなります。それをカバーするのは、もう皆さんの力なんです。東日本大震災のときも、また、阪神淡路大震災のときも、やはり最終的に力になったのは、もう付近の住民の皆さんの助け合い、これが一番だったという話を聞いております。そういう点からも、本当は行政がもっとやればいいんですけれども、行政にやれることっていうのは、どうしても限られてしまいます。職員の数も限られておりますし。できる限りこちらとしても手は尽くすつもりではございますが、やはりそこは住民の皆さんのお一人お一人がそういった意識を持っていただく、それはもうお願いしたいです。

委員 私は、子育て支援の活動をやってるんですけども、毎年、防災の取組っていうことで、防災のそういう活動はやってるんです。御崎の自治会なんかは、御崎とか町ですね。松原町さんとか、そういうところは、本当に自治会の方が、やっぱり防災に対する意識が高いので、毎年、防災訓練とか、企業とコラボとかで、御崎なんかは本当に防災食の取組だったり、本当に多分地域ですごくそういう温度差があるのかなとは思ってます。やっぱりそういうのは、広報というか、こういうことありますよっていうような、そういう広報の取組とかも、やっぱり大事なかなと思うんです。

委員 ハザードマップをよく確認して、私は有年に戻ってきてから2回は大水が出て、電信柱の上から放送で、そろそろ避難してください。そんなときには、もう鉄砲水のようにして、もう水浸しだったんです。我々が、もし行こうと思ったら、多分行くところも既に、道もそうですし、場所も水浸しのようところが避難場所になっているように、避難経路、避難場

所の安全性とかいうのは、ぜひきちんと見直してほしいです。地元の人に、もう少し分かるようなハザードマップを用意していただけたらなど。お忙しいと思いますが、お願いしたいと思います。

事務局 ハザードマップも、今年度、改定をする予定で、今現在も作業に入っております。

委員 はい。分かりました。

委員 ハザードマップで気になることがありまして、凡例を見ますと、色分けで、この色はどういった状態だっという説明があるんですけど、ブルーの色の濃淡が上下に書かれてますと、凡例で見て、それをぱっと上の地図の方に見たら、あれ、どの色だったかなって、分からなくなるんです。ですから、色で分けるんじゃなくて、例えば、斜線を入れたりとか、何かもう少し違ったやり方も導入していただけたらと思うんです。

事務局 斜線とかも考えてはいたんですが、斜線を引っ張ると、今度は逆に下の地図が見えなくなるとか、そういった問題もございますので。

委員 それは分かるんですけど、視線を移動したときに、誤差が生じるというか。

事務局 分かりました。そういったところも検討させていただきます。

委員 明るいところなら、まだいいんですけど、ちょっと薄暗くなったところで見たら、余計分かりづらい。

事務局 そうですね。

委員 自主防災組織というのは、どの地区にも必ずあるものなんですか。

事務局 基本的に全ての自治会で、そちらの方は編成させていただいております。

議長 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、施策「⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる」について、よろしくをお願いします。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる」について、でございます。

まず1つ目、「具体策と財源を明確にしてほしい。安心安全なところに人が集まる。」でございます。こちらにつきましては、今後の長期的な消防救急体制の基本的な方向性を示して

いるものです。各分野における具体的な取組につきましては、各個別計画の中で整理し、取り組んでまいります。財源につきましては、地方税や地方交付税などの一般財源が主となります。事業により用途が指定されている国庫補助金や地方債などの特定財源も活用することもあります。

続きまして、「消防士という職業は、本来尊敬されるべきもので、子どもたちにとっても、将来の夢として憧れられるべき職業であり、このすばらしい職業が正しく認知され評価されることを期待する。また、赤穂市でも、女性消防士の誕生に期待する。」でございます。こちらにつきましては、定期的に訓練の実施状況や各種情報をホームページに掲載し、毎年9月頃には、子どもたちを対象とした消防防災フェスタを開催するなど、消防の仕事について広報活動を行っております。今後も、市民の方が安心して暮らせるよう、日々の研さんに努めるとともに、消防の仕事を積極的に伝えていきたいと考えています。また、今年4月に初めて女性消防士を採用いたしました。これからも女性の方にも消防士を目指してもらえような魅力ある組織づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委 員 防災フェスタの件なんですけども、本当に子どもたちもすごく楽しみにしてるので、今後も続けていただけたらと思います。よろしくお願いします。

事務局 女性消防士、この4月に1名採用いたしました。神戸新聞にも取り上げていただいて、記事にしてもらっています。消防職員は半年間消防学校で研修をして、それから、実務に当たるといことで、ただ今年は、コロナの関係で、学校が2か月休校になったりして、期間が延びるんですけども、帰ってきて、こちらの赤穂市の消防署で勤務するようになれば、さまざまなPRとかにも、そういう職務にも就いていただくことになろうかと思っています。

委 員 何名採用されたんですか。

事務局 女性は1名です。

委 員 大変ですね、1名だけだと、最低もう1人はいないと。早急にもう1人採用してあげて、1人だけでは、みんなの期待が大き過ぎて大変なのかなと思いますね。

事務局 女性を採用する上で、庁舎の改築というのが、かなりネックだったんですけど、1名採用したことによって、赤穂消防署の庁舎に女性専用の仮眠室ですとか、風呂、トイレ。まあトイレはもともとあったんですけども、そういったものを今年度改修する予定にしております。その上で、やはり1人だけというわけにはいきませんので、必要最小限ではあるんですけども、4人まで勤務できるように、女性の仮眠室というのを整備したところでございます。今

後も、近隣の関西福祉大学をはじめ、近隣の高校ですとかにPRして、赤穂市にも女性がいまますよと。ぜひ高卒でも大卒でも女性の方、受験してくださいというような取組は行っていききたいと思います。確か関西福祉大学にスポーツの方の学科が新しくできて、そちら、今1年生だけでしたか。

議 長 今、3年生。

事務局 3年生ですかね。そちらの方からも、職業体験のようなことで依頼がございましたので、快く引き受けて、ぜひ将来は赤穂消防を受験していただくように積極的にPRを行っていききたいとは思っております。

議 長 女性の消防士さんと男性の消防士さんが小学校、中学校回ると、やっぱり子どもたちもしっかり聞くでしょうね。これはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、施策「⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する」について、よろしくお願ひします。

(担当課長入室 自己紹介)

事務局 施策「⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する」について、でございます。

まず1つ目、「最後の展開の項目の4ですが、防犯活動の充実の主要な取組へ、防犯カメラの設置の推進を追加してはどうか。」でございます。こちらにつきましては、防犯カメラは自治会主体の設置としており、防犯協会より補助を行い、現在55か所に設置されています。防犯カメラの設置については、設置場所付近住民の同意やプライバシー保護について個別に検討する必要がありますが、防犯活動の充実の中に含まれております。

続きまして、車社会となり、安全な通学路の確保の必要性を感じるでございます。これにつきましては、車から子どもたちを守るよう、交通安全対策を進めていきます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明・事前意見回答について何かご意見等ございますか。

委 員 この55か所っていうのは十分なんですか。どうなんですか。数は

事務局 十分かどうかと言われますと、何とも言えないところはあります。今のところ、基本的に自治会から要請というか申請を受けまして、それを設置するという形なんですけども、その県の補助というのがございまして、自治会からそちらの申請がありますと、まず県に申請を出して、県の補助で採択された場合に、市から、さらにそこにプラスして補助を行うという形で、自治会の設置負担ができる限りない形で今設置を進めております。

議長　　これ、防犯カメラっていうのは、別の言い方ですと、例えば、若干認知症ぎみの徘徊するご老人をチェックするのに使ってる市もあるんですよ。兵庫県の中に。

事務局　　そういったところもあるとは伺っておりますが、やはりそこら辺、非常に難しい問題がございまして、過去にも、カメラを設置したときに、プライバシーとか肖像権の問題で撤去になったという、そういったこともございますので、ちょっと難しいところはございます。

委員　　市の補助はないんですか。

事務局　　市の補助はあります。

今、大体14万から23万ぐらいで1か所つけられるそうです。県の補助が8万円と市の補助が8万円、合計16万円の補助がありますので。

委員　　それは県が採択しないと市の補助も出ないんですよ。

事務局　　そうなんです。市というよりも、防犯協会が行ってるんです。主体は防犯協会で行っております、市はそれに対して補助を出しているという形になっておりますので。防犯協会は、今のところ県の補助に採択されたところについて補助をするというふうに決めておりますので、そういった形になっております。

委員　　それは市独自にはできないものなんですか。

事務局　　そこがちょっと難しいところなんです。

委員　　自治会がお願いしている、自治会いうたら、市の住民がお願いしている。それにかかわらず、県の採択が必要というのは、自治会がお願いしたら、自治会も負担して、市の補助と合わせてやればいいのかと思うけど。

委員　　各自治会で申請を出してるんですね。実際。ところが、抽せんで漏れるんですよ。だから、今ご説明があつて、プライバシー云々というご説明があつたんですけども、要望は充足されてませんわ。

委員　　だから、自治会で負担すればいいのでは。

委員　　まあ、負担するんですけどね。

委員　　8万から10万ぐらいでしたら。

委員　　県の8万円をもらうのが抽せん漏れると、設置を断念してるという自治会はありますね。

結構あるんですね。

委員 自治会負担率がもう少し上がってもいいですかと。だから、市はこれだけの補助しますよという施策があってもいいんじゃないか。抽せんで行けばラッキーと。アンラッキーで漏れたら、もう自分でやりますよと。住民の安全を守ると。犯罪者は、あれを見たらやめるらしいですよ。カメラを認識するんですね。ポールに防犯カメラ設置って赤いシールがばさっと貼られてますから。それを見たら、そこら辺の地区の犯罪は減るらしい。まあ100%ではないが、抑止力はかなりある。だから、市としても8万出してるんですけど、もう少し予算措置が取れないかなと思ったりはしています。

委員 市は出せるけど、先に県が採択しないとだめいう立場なんでしょう。基本的には。

事務局 防犯協会が、そういう立場でおります。

委員 だから、希望が漏れてる地区が、集落が結構あります。現実ね。

委員 犯罪起こったらどうするのか。

委員 そうですね。

議長 先ほどハザードマップのお話が出ましたけども、市として、今置かれてる55か所ですね。こう見ていって、ここのとことこのところは早くつけた方がいいよというふうな奨励というか、促進のことを言うのも1つの手ですよ。なかなか難しいですかね。そういうその選定は。こことここ絶対要るよとかね。

事務局 それは、地域に住まれてる住民の方が一番分かってると思いますので、こちらでどこ、この場所というよりも、地域の住民の方に、ここがいいという形で、今もそういう形で地域の自治会から申請をいただくという形になってるんですけども。ただ防犯カメラ、やっぱりどうしても非常に難しい繊細な問題がたくさんございまして、プライバシーとか肖像権とかで、例えば、その住民の方でも、つけたいという方もいらっしゃるれば、逆に、そんなん要らんという方も、どうしてもいらっしゃいます。ですから、設置するときも、その設置の周りの住民の方全員の同意、それが必要となってきます。そういった問題もございまして。

委員 自治会の役員会で承認措置は取ってますけどね。

事務局 やっておかないと、もし例えば、その後、肖像権とかそういうのを訴えられたりしたときに負けてしまうというのがあります。

議長 他にありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、施策「⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する」の審議を終わりたいと思います。

以上で、本日の審議は全て終わりました。

また、本日の部会での審議の結果について、来週開催の第1部会、第2部会終了後、各部会での意見を集約し、計画案にどのように反映するかにつきましては、部会長、本審議会の会長、副会長に一任していただいてもよろしいでしょうか。

議 長 はい。それでは、異議なしの声をいただきましたので、来週開催の第1部会、第2部会終了後、各部会の意見を本審議会の会長、副会長および部会長でとりまとめ、とりまとめた結果を、パブリックコメント案として作成し、本審議会の全体会でお示しさせていただきます。次に、6のその他ですが、事務局からお願いいたします。

事務局 次の会議は、来週の6月12日（金）15時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。また、全体会を6月29日（月）に行いたいと考えております。全体会の開催については、改めてご案内させていただきます。以上です。

議 長 その他にございませんか。
ないようですので、本日の会議は終了いたします。